

二 部  
学修ガイドブック

2016

EVENING DIVISIONS

専修大学

専修大学 21 世紀ビジョン  
「社会知性 (Socio-Intelligence) の開発」

社会知性 (Socio-Intelligence)

専門的な知識・技術とそれに基づく思考方法を核としながらも、  
深い人間理解と倫理観をもち、地球的視野から独創的な発想により  
主体的に社会の諸課題の解決に取り組んでいける能力

専修大学が創り育てる “知”

専修大学は、1880年（明治13年）、米国留学から帰国した4人の若者により創立されました。相馬永胤、田尻稻次郎、目賀田種太郎、駒井重格の創立者たちは、明治維新後、アメリカのコロンビア、エール、ハーバード、ラトガース大学にそれぞれ官費や藩費により留学し、米国の地で「専門教育によって日本の屋台骨を支える人材を育てたい。そのことが海外で長年勉強する機会を与えてもらった恩に報いることだ」と考えました。帰国後、経済学や法律学を教授するため本学の前身である「専修学校」を創立しました。わが国があらゆる分野において新時代を担う人材を求めた時代にあって、留学によって得た最新の知見を社会に還元し、母国日本の発展に寄与しようとしたのです。時は21世紀に至り、この建学の精神「社会に対する報恩奉仕」を、現代的に捉え直し、「社会知性 (Socio-Intelligence) の開発」を21世紀ビジョンに据えました。このビジョンは、創立者たちが専門教育によってわが国の人的基盤を築こうとした熱き思いを現代社会において実現することでもあります。

二 部

# 学修ガイドブック

2016

平成28年度

専 修 大 学

この「学修ガイドブック」は卒業まで使用します。  
各年度の履修ガイダンスに必ず持参してください。

## 建学の精神

本学の創立者、相馬永胤、田尻稻次郎、目賀田種太郎、駒井重格らの諸先覚は、明治の初め、選ばれて米国に留学し、新しい学問を学んだ。

この幸福を日本にいる多くの青年たちにわかち与えたいと念願して、本学を創立した。

このように青年を教育、指導することによって社会に“報恩奉仕”したその精神が本学の建学精神であり、“質実剛健・誠実力行”が学風である。

# 目 次

経済学部長 挨拶	6
法学部長 挨拶	8
商学部長 挨拶	10
学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）	11
教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）	12
<b>I 卒業までに何を学ぶか</b>	
1. 大学生活と学修活動	15
(1) 大学で学ぶということ	
(2) 学修活動	
(3) 大学の授業	
(4) カリキュラムと学修計画	
2. 大学における授業科目	17
(1) 教養科目と専門科目	
(2) 授業科目の類別	
(3) 必修科目と選択科目	
(4) 授業科目の履修と単位	
(5) 授業科目と配当年次	
(6) 単位算定の基準	
3. 大学の卒業要件と授業科目の履修方法	20
(1) 大学の卒業要件	
(2) 履修計画の立て方	
(3) 卒業見込証明書の発行	
(4) 卒業延期制度	
(5) 学期末（9月）卒業制度	
(6) 規程	
① 専修大学卒業延期の取扱いに関する内規	22
② 専修大学二部学期末卒業に関する取扱内規	24
(7) 科目一覧	
① 経済学部二部経済学科 2016年度入学者科目一覧	27～28
② 法学部二部法律学科 2016年度入学者科目一覧	29～30
③ 商学部二部マーケティング学科 2016年度入学者科目一覧	31～32
4. 履修科目の登録について	33
(1) 履修登録	
(2) 各年次における履修上限単位数	
(3) 履修登録に関する注意事項	

(4) 履修手続きの順序	
5. 試験について	35
(1) 定期試験	
(2) 定期試験規程に定められた筆記試験によらない成績評価	
(3) 成績評価と通知	
専修大学定期試験規程	40
定期試験における不正行為者処分規程	44
6. 転部科について	46
7. 大学院授業科目の履修について	46
専修大学学部学生の大学院授業科目の履修に関する規程	46
<b>II 教養科目の学び方</b>	
1. 教養教育科目	51
2. 人文・社会・自然科学系科目と総合教育科目	52
(1) 人文科学系科目	
(2) 社会科学系科目	
(3) 自然科学系科目	
(4) 総合教育科目	
3. 外国語科目（英語）	56
4. 外国語科目（英語以外の外国語）	59
5. 外国語科目（海外語学研修）	60
6. 保健体育科目	62
(1) 演習科目	
(2) 理論科目	
<b>III 専門科目の学び方</b>	
1. 相互乗り入れと履修モデル	65
(1) 各学部間相互乗り入れの履修制度	
(2) 履修モデル	
2. 各学部の履修モデルと学修目標	66
経済学部	66
(1) 履修モデルと学修目標	
① 経済学一般モデル	
② 応用経済学Ⅰモデル	
③ 応用経済学Ⅱモデル	
(2) 経済学部一部開講専門科目の履修制度	
法学部	71
(1) 履修モデル	
① パブリック法務モデル	
② リーガル法務モデル	

③ ビジネス法務モデル	
④ タックス・ファイナンス法務モデル	
(2) 法学部一部開講専門科目の履修制度	
商学部	77
(1) 履修モデルと学修目標	
① マーケティングモデル	
② 経営管理モデル	
③ 企業会計モデル	
(2) 商学部一部開講専門科目の履修制度	
3. セミナールについて	82
IV 留学プログラム	87
(1) 留学のすすめ	
(2) 長期交換留学プログラム・semester交換留学プログラム	
(3) 中期留学プログラム	
(4) 春期留学プログラム	
(5) 夏期留学プログラム	
(6) 寮内留学プログラム (国内)	
V 情報科学センター	91
(1) 情報科学センターの利用について	
(2) センター施設	
(3) 開設時間	
(4) 利用手続	
(5) 講習会	
VI 大学院進学について	
1. 大学院とは	95
(1) 大学院の制度	
(2) 専修大学大学院の制度	
(3) 大学院に入学するためには	
(4) 大学院に進学するにあたって	
(5) 「経済学特修プログラム」、「法学研究科特修制度」および「商学特修プログラム」について	
2. 法科大学院の目的	98
(1) 法科大学院の課程	
(2) 法科大学院入学者選抜	
(3) 法科大学院の受験を希望する皆さんへ	

# ガイドブックを手にしたあなたに

経済学部長 内山 哲朗



入学おめでとうございます！あなたが専修大学経済学部に入學されたことを心から歓迎します。経験した入學試験の制度・形態はさまざまであるにせよ、受験生活から解放されて、大学生活にたくさんの夢を抱いていることと思います。

## ■21世紀ビジョン「社会知性の開発」

専修大学は、すでに130年をこえる歴史をもつ大学であり、今日では、人間とその社会を研究する七つの学部によって構成される総合大学です。専修大学では現在、「社会知性（Socio-Intelligence）の開発」という21世紀ビジョンを掲げています。そして、そのビジョンにもとづいて、社会の現実を明らかにすると同時に、人間らしい社会のあり方を探究しながらその実現をめざすことのできる、「志をもった人々」を世に送り出したいと努力しています。

## ■市民のための社会科学としての経済学

あなたの入學した経済学部は、いうまでもなく経済と経済学を学ぶ場となります。＜経済＞とは、人々の暮らしが必要とする、ものやサービスを生産し、交換し、消費する活動であり、その活動を担う組織、その活動の基盤をなす制度にかかわる全般的な過程の全体を指すものです。そして、＜経済学＞とは、近代の経済社会のシステムとしての資本主義がその輪郭を現し始めた頃に誕生した学問であり、社会科学です。

「経済」という言葉は、「世を治め、民を救う」という「経世済民」に由来しています。その意味で、経済学とは、「民を救う」有効な政策を立案し実現するために、客観的で不可欠な理論・知識を政策担当者に提供することを大きな目的としているといつてよいでしょう。しかしながら今日では、経済学は、そうした「統治のための学問」としての性格にとどまるものではありません。働く人々や市民が現代世界の中で、よりよい社会をめざして生きていくための指針となるような知識・知見を提供することのできる「市民のための社会科学」でもなければなりません。

## ■経済学部の特色

専修大学経済学部では、「旧い権威や強力に対してあくまでも批判的であることを精神とし、人間の値打ちを尊重する平和的な良心と民主的な訓練を身につけた若者を育成する」（学則）ことを教育理念の基軸としています。それを土台として、経済社会の歴史、経済学の理論、経済政策にまたがる幅広い領域について学びながら、現代社会で生きていく市民として「経済と社会を洞察する力」を育てていくことをめざしています。あなたの所属する経済学部の特色を活かしながら、自主的・自発的に履修計画を組み立ててください。

自分で履修計画を立てなければならないと聞けば、大学の授業への期待と同時に、不安も生まれてくるかも知れません。「自分は、大学での授業と経済学の勉強に本当についていくことができるのだろうか」

と——。そこで、経済学部では1年次の前期に、「入門ゼミナール」という科目を用意しています。このゼミナールでは、専修大学の歴史の紹介に始まり、大学での講義の特徴、勉強の仕方、報告・発表の技術、レポート・論文のまとめ方、図書館やパソコンの活用法等々について基礎から学ぶことができます。

また、3年次から4年次まで、大学らしい授業の象徴である専門ゼミナールが設けられています。「ゼミナール」とは元々、種子の育つ苗床という意味です。あなたが興味・関心のもてる、専門領域に即したテーマを選択し、それを追究できるゼミナールにぜひ所属してください。ゼミナールでのさまざまな活動を通じて、ゼミナールの仲間たちとともに切磋琢磨しながら、相互にたくさんのことを吸収し合って大きく成長してくれることを期待しています。

### ■地図あるいは羅針盤としてのガイドブック

大学では、高校までの生活と比べれば、はるかに自由な時間と空間が提供されます。高校までの「定食型時間割」ではなく、あなたの自覚や希望を尊重した「学びの履修プログラム」をつくることができます。どのようなコースをたどって目的地に到達するのか、どのように4年間を過ごしていくのかは、あなた自身に任されているのです。

皆さんが専修大学の経済学部生として「学びながら生きていく」過程で、地図あるいは羅針盤の役割を果たすのがこの『二部学修ガイドブック』なのです。入学から卒業まで繰り返し手に取って、あなたの現在から将来への針路を定めるために大いに役立ててくれることを念願しています。

# 法律や世界を解釈するだけでなく、 わたしたちの未来を拓く変革の主体に

法学部長 白藤博行



みなさんは今、専修大学という学問共同体の構成員です。わたしは、みなさんと天文学的数字の確率で出会い、一緒に学問できることの喜びに満ちています。そこで、みなさんが二部法学部の学生として法律学や政治学といった社会科学を学ぶにあたって、大事にしてほしいと思ういくつかのことについて、記しておきたいと思います。

みなさんは、いったいどのような動機から、法学部で学問しようと思ったのでしょうか。わたしの場合は、とても漠然とした気持から法学部を志望しましたが、やがて法律学を学ぶにあたって確固とした思いが芽生えました。それは公害問題を自覚した時からでした。わたしは三重県の津という田舎町の出身ですが、名古屋の大学まで電車で通っておりました。その途中に、四日市という工業の町があります。今でも工場が立ち並ぶ町ですが、当時は、石油コンビナートが密集する公害の町でした。毎日のように、おじいちゃん・おばあちゃん、あるいは幼児たちが喘息に罹患し苦しみ、ひどい場合には死に至るといった町でした。電車が通過する数分の間でも、大気汚染の影響で息ができず、悪臭はひどく、晴れた日でも太陽が見えない真っ暗な空でした。高くそびえる煙突から黒煙とともに、火が吹いているのを今でも鮮明に思い出します。それでも、小学校の校歌のなかには、そんな煙突の火を、「希望の火」と歌っていたところがありました。こともあろうにその「希望の火」によって住民の命や健康を奪われようとは、誰も想像できなかったのでしょうか。わたしは法学部で勉強するうちに、公害を規制する法律があるのに、犠牲者が絶えない現実が目の前にあり、彼らを救えないのはなぜなのかを考え始め、なんとかしなければ法学部で法律を勉強する意味がないと考えるようになりました。わたしが行政法、とくに条例による公害規制の可能性を模索するという意味では、地方自治法を勉強するきっかけでした。

みなさんを取り巻く現在の政治・社会・生活環境あるいは経済環境は、わたしの若い頃とはずいぶん異なります。たとえ不況に苦しむ日本といえども、物質的豊かさは、昔とは格段に違い向上しています。しかし、身の回りの法的問題は山積みしています。たとえば、2015年夏には、多くの心ある人々が反対した安保法制案が成立し、日本は、平和憲法をもつ国にもかかわらず、急速に戦争ができる国になりつつあります。経済復興を最優先する政策のため、生活保護や老人介護などの社会保障財源は切り詰められ、労働者の権利保障は縮小される方向（解雇規制の緩和など）にあります。いわゆるTPPの合意も行われ、いよいよ日本の農業の絶滅が危惧される状態にあります。例を挙げればさきがありませんが、このような法改正や法政策が、憲法が保障している基本的人権の保障や諸価値をないがしろにして、国民の権利自由の保護を具体化する法律の規制を闇雲に廃止・緩和するためのものであったら大変です。みなさんの新鮮で真摯な眼（まなざし）で、さまざまな法のゆくえを勉強してほしいと思います。

わたしが法律家であることから、どうしても法律学の話に偏りがちになっていることをお詫びしますが、政治学をはじめとする他の社会科学も、学問する基本的な姿勢については同じことが言えると思っています。わたしたちは、たとえば法律学を研究する場合、単に法律を解釈するといった法律家になってはいけないのです。わたしたちにとって何が最も大事なことなのか。わたしたちの国家や社会、あるいはわたしたち自身が人間としてどうあるべきなのか、といった「あるべき論」（法律学では、これを規範論と

言います)を欠くわけにはいきません。自分の目の前にある現実がどういったものなのかについて、解釈し説明するだけでなく、どうすればこの世界がもっと良くなるのかを考え、行動しなければなりません。難しい言い方をすれば、わたしたちの世界のよりよき方向への変革の主体として、個別的・具体的・実践的に、いろいろな問題に取り組むことが重要です。このことは、社会科学に共通することです。つまり、社会科学を学ぶためには、世界を解釈するだけでなく、この世界を変革する主体となって、人間の未来のために、あるいは自然の未来のために、ひたすら切磋琢磨することが一番大事なのです。

さあ、みなさん、一緒に魅力に満ちた学問を始めましょう。

# 入学おめでとう 新しい世界へようこそ

商学部長 佐々木 重 人



新入生の皆さん、商学部へようこそ。ほんの少し前、専修大学商学部への入学を決めた瞬間、皆さんは何を考えましたか。きっとこれから迎える大学生としての4年間に様々な思いや希望を寄せたことでしょうね。実はわが商学部も同じです。今春、諸君を商学部を迎え入れることを決定した時、われわれは、これらの若人を4年間精一杯鍛え、あるいは磨き込んで、**魅力的な専修人**として、社会に送り出してみせる、あるいは現在の職業人生に新たな彩りを備えさせてみせるという決意をいたしました。この「学修ガイドブック」は、そうした商学部が皆さんに寄せる決意の内容を具体的にお伝えするために作成されました。皆さん、大学生活を始める今、本ガイドブックを通じて商学部が皆さんに提供しようとしている教育メニューをよく知っておいてください。そして、機会あるごとに繰り返してお読みいただき、専修大学商学部のミッション（教育理念）を理解したうえで、在学中に商学部を十二分に味わい尽くしてもらいたいと願っております。

ここで皆さんに商学部の自己紹介をさせていただきます。専修大学商学部は、1905（明治38）年に商科が設置されて以来、2015（平成27）年に商学教育110年、商学部創設50周年を迎えました。この間、商学部は、実学、すなわち、日々行われている人々の生活あるいは企業活動の仕組みを解明し、現実生じている問題の解決方法を探ることを使命とする学問領域に対する社会からのニーズに応えるため、不断に努力を積み重ねてきました。1917（大正6）年には、計理科が新設されて、企業会計の発展に貢献した「計理士」を多く輩出しました。専修出身の計理士の活躍によって「**計理専修**」というよびごえも高まりました。「**計理専修**」は、神田の地で生まれ、その存在意義を世に知らしめたのです。現在も公認会計士や税理士などの会計専門職をめざして、「**計理専修**」の伝統を引き継ぐ多くの学生諸君が商学部におります。

また2006（平成18）年に商業学科を基礎として、現在のマーケティング学科が誕生しました。マーケティング学科は、そこで鍛えた実践的な問題解決能力を消費者や企業の活動の場であるマーケットを舞台にして試そうとする**チャレンジ精神旺盛な学生諸君**たちのものです。様々な学外のコンテストやコンペに個人、ゼミナール、ないしはサークルなどのグループで挑むことが大好きな学生諸君が大勢おります。

商学部は、自己を鍛え、**最高のパフォーマンス**を演じたいと願う学生諸君を精一杯サポートします。皆さんのそれぞれの**人生を楽しく豊かに**するために、短い間ではあるかもしれませんが、専修大学商学部で過ごした経験が生かされることを強く願っております。

## 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

### 経済学部二部経済学科

経済学部は、経済的、社会的および歴史的な事象を考察の対象とする経済学と、それに関連する社会科学の研究成果を体系的に教授します。これによって、学生が専門的な知識を身につけ、また、それを幅広い教養を学ぶことと結びつけ、現代の経済社会に生起するさまざまな事象やそれに伴う諸問題を、深い洞察力と高い批判力を備えた専門的な教養によって理解し、その解決に向けた取り組みができるようになることをめざしています。そして、こうした目標に沿って学修し、定められた修業年限において所定の単位を修めた学生には、学士（経済学）の学位を授与します。

このような目的と学位授与方針のもとに、経済学部二部経済学科では、学生が各々次のような目標に到達できることをめざしています。

経済学部二部経済学科では、(1)有職者および社会人等の就学を支援しつつ、学生が、(2)経済の理論、歴史および政策の研究からなる経済学の総合的で体系的な知識を修得すると同時に、(3)法学部・商学部との相互乗り入れ制度を活用して、幅の広い専門的な知識も身につけることによって、(4)複雑で多様化しつつある現代の経済社会において活躍できる専門的教養をもった人材に成長することをめざしています。

### 法学部二部法律学科

法学部の学士課程教育においては、広く深い教養と総合的な知識を身につけ、法学または政治学に関する専門的な知識および技術を修得し、それらを駆使して広い視野で日々生起する法や政治の諸問題を適切に理解し、日常における問題を解決に導くことができる人材になることを、学位授与の方針とします。この方針に基づく各学科において修得すべき知識・能力は、以下のとおりです。

- (1) 法学を中心とした社会科学の知識を広く修得している。
- (2) リーガルマインドを身につけ、社会のあらゆる分野において主体的に問題を発見し、問題解決へと導くことができる。
- (3) 広い視野と人権感覚を持って物事に臨み、社会の発展のために積極的に関与することができる。

### 商学部二部マーケティング学科

商学部の教育目的を理解し、入学者の受け入れ方針にしたがい入学した学生は、二部マーケティング学科が規定する所定の卒業要件単位を学則で定める在籍期間中に修得することにより、学士（商学）の学位を得ます。

到達目標は以下のとおりです。

- (1) 幅広い教養科目の履修を行い、社会で必要とされる教養を学び、社会で貢献できる。
- (2) 商学部の専門科目ばかりでなく、法学部、経済学部の専門科目の中から必要な科目を選択的に学ぶことにより、現代社会、とくにビジネスの世界で基礎的な数理的素養を備え、現代社会、とくにビジネスの世界で貢献できる。
- (3) ビジネスの世界での素養となる、商学・マーケティング、簿記・会計学などの基本知識をバランス良く身につけ、現代社会、とくにビジネスの世界で貢献できる。
- (4) 学生は自己の学修意欲、将来目標にしたがい、専門科目を学ぶことにより、ビジネス・インテリジェンスを身につけ、現代社会、とくにビジネスの世界で貢献できる。

## 教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

### 経済学部二部経済学科

経済学部二部経済学科は、その教育課程を、高等学校から大学への橋渡しや社会人・有職者支援のための初年次教育、人文・社会・自然科学など様々な視点から幅広く学ぶ教養科目、及び経済学の専門科目と法学部・商学部との「相互乗り入れ」科目で構成しています。

専門科目では、経済学を本格的に学ぶための基礎的理論を中心とした科目の学修をはじめ、経済学科共通の専門科目を学修するとともに、「経済学一般モデル」、「応用経済学Ⅰモデル」、「応用経済学Ⅱモデル」の三つの履修モデルを学修指針として専門性の高い学問の修得をめざします。また、その特長を生かして、専門科目と法学部・商学部との「相互乗り入れ」科目や幅の広い教養科目との有機的な連携をめざします。

そして、3・4年次を通しておこなう、少人数で専門的な領域のゼミナールでは、経済の全体像を見通す力を養成します。

### 法学部二部法律学科

- (1) 必修科目は、1年次配当の「憲法1・2」および「民法総則1・2」ならびに1・2年次配当の「刑法総論1・2」のみとし、2年次以降に選択必修科目として法律学・政治学関係の科目を配置し、専門的知識を修得する。
- (2) 2年次からは、法学に関する高度な専門科目を広く深く学びつつ、3年次から「ゼミナール」を履修することにより、リーガルマインドを養う。
- (3) 二部法律学科では、「多様なキャリアを目指す者に対し教育の機会を提供する」ことを目的とすることから、「各学部間相互乗り入れの履修制度」により、経済学部および商学部の授業も数多く学ぶことができるよう、科目区分を特定しない自由選択修得要件単位の必要単位数を48単位に設定している。

### 商学部二部マーケティング学科

- (1) 幅広い教養科目の履修を行い、社会で必要とされる教養を学び、社会で貢献できるように、教養科目を1年次から4年次に展開する。
- (2) 商学部の専門科目ばかりでなく、経済学部、法学部の専門科目の中から必要な科目を選択的に学べるようなカリキュラムにする。このメリットを学生に活かせるようにする。
- (3) ビジネスの世界での素養となる、商学・マーケティング、簿記・会計学などの基本知識をバランス良く身につけられるようカリキュラムを編成する。
- (4) 学生は自己の学習意欲、将来目標にしたがい、商学関連の科目ばかりでなく、経済学、法学の専門科目をバランス良く学べるように、学修ガイドブックの整備や履修指導を徹底する。

# I 卒業までに何を学ぶか

## I 卒業までに何を学ぶか

### 1. 大学生活と学修活動

#### (1) 大学で学ぶということ

大学は、学生が高度の専門的知識をそなえ、教員と共に学問に邁進することによって鋭く、そして柔軟な思考力を養うことを目的としています。二部各学部に入學した皆さんのうちの多くは、すでにひとりの職業人として独立した市民の生活を送っていますが、大学という場で勉学に励むことにより、一層すぐれた職業人として、社会の中で活躍することが求められています。専修大学の二部は、この理念のもとに明治時代の初期に設立されました。

また、大学は広い視野のもとに人間教育を行うことを目的としている場でもあります。やがて大学を卒業する皆さんは、学問と人格の両面において、社会的・人間的な指導力を持った知識層として与えられた場の中で活躍することが求められています。大学や学問の大衆化が指摘されている今日においても、このように考えることが、大学という存在を理解する上での基本であることに変わりはありません。このことを肝に銘じて、4年間にわたる大学生活で深い洞察力と鋭い批判能力を身につけることを目指して勉学に励むことを望みます。

さらに、働きながら学ぶということに関して付け加えるなら、そのことは何ら特別のことではなく、人はそもそも一生を通じて働きつつ学ぶものだということも、ここであらためて確認しておきたいと思えます。

#### (2) 学修活動

大学に入ることは、学修活動を行うことを意味します。ここでいう学修活動とは、教室における講義あるいはゼミナールなどを指すだけではありません。日常の読書、教員や学友とのさまざまな議論、あるいはサークル活動など、大学という空間を通じて行われる一切を含むものです。それが単なる学習と大学における学修活動との違いです。

大学ではこうした学修活動を行うために授業（講義やゼミナール）を行い、課外活動や自治活動の場を設け、それに伴う組織あるいは施設を用意しています。皆さんは、これらの組織や施設を利用することによって専門的知識を得て、思考する力を養っていきます。

しかしながら、大学での学修活動は、高校までと違って、基本的に学生諸君の自由にまかせられています。このことはもちろん皆さんの勝手にまかせられているという意味ではありません。自由には責任を伴うという原則があることを忘れないでください。大学における学修活動は、自由ではありますが、所属する大学や社会に対する責任を自覚して行われなければなりません。この学修ガイドブックも、そのことを基本として書かれています。

### (3) 大学の授業

大学における学修活動で基本となるのは正規の授業学修です。この授業は講義とゼミナール（演習）に大別されます。

講義は、人数の多寡はありますが、教員が教室で学修上の知識を教授するという形式をとっています。講義の単位の認定は、基本的に前・後期に実施される定期試験によって行われます。しかし、これ以外に、レポートを課したり、あるいは定期試験以外の授業内テストや小テストを行うことで、単位認定の参考にする場合もあります。大学においては、担当する教員によってさまざまな単位認定の仕方があります。このことは高校までの教育とはまったく異なります。それぞれの教員がそれぞれの科目に応じて、もっとも効果的な単位認定を行うのが大学の原則となっていますので、授業には必ず出席するようにしてください。

ゼミナールは、講義とは対照的に少人数で行うのが原則となっており、知識を得るのみでなくそれを踏まえた思考力を訓練する場となっています。教員を中心に、出席する学生の発表などに基づいて、討論を行いながら進めていきます。

授業期間は、1年を前期と後期に分ける「2学期制」（セメスター制）が採用されています。そのために、授業科目は、前期で終了するもの、後期から始まるもの、前期・後期を通じて通年で行われるものというほぼ3種類に分けられています。

二部の授業時間は、1時限を90分として、1日に2時限（土曜日は6時限）を行います。

また、科目によっては一定の条件のもとで一部（昼）の授業も履修できる制度があります。

### (4) カリキュラムと学修計画

学修計画は、自分の力量と関心に応じて、自由に履修する科目を決めることを基本としています。しかし、前にも述べたように、勝手に履修科目を決めて履修登録をすればよいというものではありません。学修計画という表現に示されているように、そこには踏まえるべき段階とルールがあります。このことを考慮して、大学ではカリキュラム（curriculum 教育課程）をそれぞれの学部などが決めています。

本学においては、これまでの学部専門教育の枠から一歩進めて、学際的な学修ができるようになっており、社会科学の総合教育を目指す工夫がなされています。つまり、所属する学部の専門科目を履修するにあたって必要となる関連分野の知識を、教養科目や他学部の専門科目の中からも選んで学修できるようになっています。このことを十分に考慮して、履修科目を決めるようにしてください。

## 2. 大学における授業科目

### (1) 教養科目と専門科目

大学における授業科目は、一般的に教養科目と専門科目とに分かれています。「大学は学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」という大学教育の目的に添って、大学においては、学部・学科等の教育の体系を維持しながら、専門教育のために専門科目を置くだけでなく、柔軟な知的好奇心の中に豊かな人間性を追求するために広く教養を身につけるように教養科目が設置されているのです。

一般に1・2年次においては教養科目を中心として履修科目が設置され、この教養科目を主として学ぶことが勧められています。しかし、本学においては「社会科学の総合教育」を求めていく立場から、また、学生の自主性を尊重するという基本的な方針から、可能な限り自由な履修ができるように配慮されています。学生は、教養科目と専門科目とを所属する学部・学科で定められた単位の中で自主的に履修していくことが求められています。

職業的な専門知識は専門科目の中で得られますが、専門科目だけが実用性と直接結びついたものではありません。大学の課程においては、たとえば法学部の場合でいうと、法学という一つの専門的な学問の体系的な理論学修が重視されています。それは大切なものですが、実社会に出たときに問題になるのは、そのような理論ばかりではなく、法というものの考え方、法学の立場からの社会生活の見方を会得していることが重要になってきます。それは、単に専門の学修から得られるのではなく、幅広い教養があっはじめて活きる知識であり、社会的知性なのです。その趣旨に基づいて、本学における教養科目には人文科学系科目、社会科学系科目、自然科学系科目、総合教育科目、外国語科目、そして保健体育科目が置かれています。

なお、本学には教員、司書、司書教諭、学芸員資格の取得を希望する学生のために、教職課程科目、司書課程科目、司書教諭課程科目、学芸員課程科目が置かれています。これらは専門科目と平行して履修することができるようになっていきます。ただし、相当数の科目履修が求められているので、こうした資格の取得を希望する学生は慎重に履修科目を決めていくことが必要となります。

### (2) 授業科目の類別

本学が設置する授業科目は、以下のとおりです。

#### (教養科目)

人文科学系科目

社会科学系科目

自然科学系科目

総合教育科目

外国語科目

保健体育科目

#### (専門科目)

(教職・司書・司書教諭・学芸員課程科目)

### (3) 必修科目と選択科目

大学で履修する授業科目には、必ず履修して修得しなければならない必修科目、決められた科目群の中から指定された単位数以上を履修し修得しなければならない選択必修科目、そして多くの科目の中から自分の学びたいものを自由に選択し履修できる選択科目があります。

高等学校でも若干の選択科目が置かれていますが、大学では選択科目の数と範囲は極めて幅広いものになっています。また、学部・学科によっても修得すべき単位などが異なっています。したがって、自分で学びたい科目を十分に考えたうえで選択する科目を決定しなければなりません。

専門科目は、1年次で学べる科目の選択の幅は狭くなっていますが、高年次になるにしたがって選択できる範囲は広がっていきます。原則的にはこれら選択科目のうちからどれを選ぶかは個々の学生の自由ですが、選択科目の選定は皆さんの知識の方向を規定する度合いが大きいので、慎重な選択が必要です。

### (4) 授業科目の履修と単位

1つの授業科目の授業を受け、試験に合格するとその科目についての単位が与えられます。4年以上在学して学部で決められた卒業要件単位を修得すると、大学を卒業し「学士」の学位が得られることとなります。ひとたび修得した単位は永久に皆さんのものになりますが、決められた卒業要件単位に1単位でも足りないと卒業が延期されることとなります。これが単位制です。

また、本学においては、専門科目について学年制が併用されています。これらの科目は、各年次に配当されていますので、決められた年次でその科目の単位をできるだけ修得してください。

指定された科目の単位は、指定された年次に必ず履修しなければなりません。必修科目及び選択必修科目の単位を修得できなかった場合には、原則として次の年次にそれらの科目を再履修することになります。

履修科目のうち不合格科目が多いと次年度以降において、大変苦勞します。ある年次で修得した単位数があまりにも少ない場合、次の年次で前年度の不合格科目を再履修して遅れを取り戻そうと思っても、年間に履修できる単位数には上限があるためそれが不可能な場合もあります。したがって各年次毎に相応の単位を修得できるように、しっかりと履修計画を立て、授業に出席をすることが重要です。

### (5) 授業科目と配当年次

開講されている授業科目には、配当年次が設けられています。

多岐にわたる分野の科目を、学修したい時期にできるだけ幅広く履修できるようにとの配慮から、教養科目のほとんどが1年次生のうちから履修できるようになっています。

各学部の専門科目については、基礎的な科目（主に低年次配当の必修科目）から段階的に学修を進めながら、自身が在学中に必要なとする学修内容を探り、年次の進行とともにその専門性を深めていくという狙いに基づいて配当年次を定めています。

授業科目の配当年次以上に在籍する学生（配当年次生を含む）ならば、その科目の履修ができます。

たとえば、4年次生は、3・4年次配当の科目はもちろん、2・3年次配当の科目でも履修することができます。1年次配当の科目は何年次生であっても履修登録ができます。

「前年度に履修したが、単位修得できなかった科目は本年度履修できない」と誤解する学生が多いのですが（特に専門科目について）、その場合それらの同じ科目を履修登録してもよいことになっています。当然、前年度以前に単位修得できなかった必修科目は、在学期間中に再履修し単位を修得しなければ卒業はできません。

## (6) 単位算定の基準

単位とは、教室における授業時間とその準備のための教室外における自習時間と合わせた時間によって算定するものです。

本学では、1時限毎の授業時間は90分です。

また、単位は次のように算定されています。

- 1) 前期または後期のみで終了する授業科目は、週1時限の授業が半年間行われて2単位になります。
- 2) 前期・後期を通じて行う授業科目は、週1時限の授業が1年間行われて4単位になります。  
また、前期または後期の半期で、週2時限行われる授業も同様に4単位になります。
- 3) 保健体育科目の中の演習科目は、半期の授業で1単位になります。理論科目は、半期の授業で2単位になります。
- 4) 各授業科目の単位は、科目一覧(P.27～P.32)を参照してください。

### 3. 大学の卒業要件と授業科目の履修方法

#### (1) 大学の卒業要件

大学を卒業するためには、①4年以上在学し、かつ、②所定の授業科目の単位（124単位）を修得することが必要です。①、②をともに満たした場合に、「学士」の学位が取得できます。

卒業までに最低限修得しなければならない単位を「卒業要件単位」といいます。

平成27年度の本学二部入学者の卒業要件単位は、次のとおりです。

授業科目区分 (修得要件区分)		卒業要件単位数		
		経済学部	法学部	商学部
教養科目	人文科学系科目 社会科学系科目 自然科学系科目 総合教育科目 外国語科目 保健体育科目	24単位		
	必修	8単位	12単位	16単位
	選択必修	44単位	40単位	36単位
	自由選択修得要件単位	48単位	48単位	48単位
	卒業要件単位	124単位		

「卒業要件単位」は、教養科目の学修により修得すべき「教養科目修得要件単位」（教養科目単位と略称する）、専門科目の学修によって修得すべき「専門科目修得要件単位」（専門科目単位と略称する）、また科目の区分を定めず、学生自らの学修の目的にしたがって自由に選択し、修得することができる「自由選択修得要件単位」に区分されます。

上記の自由選択修得要件単位は、学生の多様な学修目的の達成を可能にするために、卒業要件単位の一区分として設けられたものです。したがって、この単位は、特に必修科目として指定された科目を除き、教養科目・専門科目・資格課程科目（学芸員課程科目を除く）の区分にとらわれずに学生が自由に授業科目を選択し、修得することができるものです。

※資格課程科目には、自由選択修得要件単位として含まれない科目もあります。

卒業要件単位の修得要件に関する詳細は、以下のとおりです。

- 1) 教養科目のうちから、24単位以上修得しなければなりません。
- 2) 専門科目は、学部により次のように修得しなければなりません。  
 経済学部……経済学部関係科目から52単位（必修8単位、選択必修44単位）  
 法学部……法学部関係科目から52単位（必修12単位、選択必修40単位）  
 商学部……商学部関係科目から52単位（必修16単位、選択必修36単位）
- 3) 上記1)、2)の単位以外は、科目区分を特定しない自由選択修得要件単位となります。
- 4) 所属する学部において、専門科目の「外国書講読」「特殊講義」「ゼミナール」の単位を修得した場合は、専門科目の単位に算入されますが、他学部で開講されている同科目の単位を修得した場合には、「自由選択修得要件単位」に算入されます。

## (2) 履修計画の立て方

4年間の大学生活では、必修科目、選択必修科目、選択科目を組み合わせ、124単位を完全に充足できるように、各年次の履修計画をたてなければなりません。

履修計画の基本は、

- 1) 必修科目及び選択必修科目の単位は指定された年次に履修すること。
- 2) 各年次に定められた履修上限単位内で履修すること。
- 3) 自分が学修したい分野・テーマを決めて科目を履修すること。
- 4) 二部学修ガイドブックおよび各年度の Web 講義要項（シラバス）を熟読すること。

などの注意を忘れてはなりません。

4年間の履修計画といっても、入学当初から上級年次の科目について、どの科目を履修するかというようなことまで決めておくことはできないかもしれません。しかし、各年次毎にどのくらいの単位を修得していけばよいのか、あらかじめ自分の学修方向などについて、よく考えておく必要があります。その際、下級年次で比較的多く単位を修得し、上級年次で履修科目が少なくなるように計画するのが賢明です。このように計画することによって、上級年次になってから、余裕をもって幅広い範囲から科目を選び、また自主的な学修を深く進めることができます。

4年間の全体の大枠を考え、各年度の具体的な履修計画を立て、これに基づいて各自の履修時間割を作成し、各年度当初に履修登録手続きをしなければなりません。所定の期日までに履修登録手続きを行わなかった場合、その年度の授業科目の単位は一切修得できないだけでなく、除籍になってしまうので十分注意してください。

## (3) 卒業見込証明書の発行

卒業見込証明書は、3年次終了時までに88単位以上修得していないと発行ができませんので下級年次にしっかりと単位を修得するよう注意してください。

※なお、4年次生以上の前期終了時88単位以上修得した場合で、本人の申し出により卒業見込証明書を発行することがあります。

## (4) 卒業延期制度

卒業延期制度は、さまざまな事由により、卒業要件単位を修得してもなお、更なる自己のキャリアアップや資格取得を目指すという明確な目標を持って、本学での勉学を継続したいという強い意思を持った学生に対し、その道を開く制度です。

詳細は「専修大学卒業延期の取扱いに関する内規」(P.22～P.23)を参照してください。

## (5) 学期末（9月）卒業制度

学期末（9月）卒業は、修業年限（4年）を超えて在学する者（休学者を除く5年次以上）が卒業を希望する年度の前期において卒業要件を満たし、所定の学費を納め、かつ、所定の手続きを行うことにより卒業することができる制度です。

卒業決定の結果は、9月に通知します。

## 専修大学卒業延期の取扱いに関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、専修大学学則（以下「学則」という。）第18条第5項の規定に基づき、専修大学（以下「本学」という。）における卒業延期の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この内規において「卒業延期」とは、学則第18条第1項に規定する卒業の要件を満たした者が、同条第4項に規定する特別の事情により本学の許可を受けて卒業を延期し、引き続きその学部で修学を継続することをいう。

2 前項の「特別の事情」とは、キャリアアップ、資格取得等を目指すことをいう。

(卒業延期の期間)

第3条 卒業延期により在学することができる期間は、1年を限度とする。

(申請及び許可)

第4条 卒業延期を希望する者は、本学所定の申請書（以下「申請書」という。）により申請をし、本学の許可を受けなければならない。

(申請をすることができる者)

第5条 前条の申請（以下「申請」という。）をすることができる者は、次の各号の条件（以下「申請の条件」という。）の全てを満たす者とする。

- (1) 卒業延期の目的が第2条の特別の事情に適合するものであること。
- (2) 4年次以上の者で卒業見込みのものであること。
- (3) 卒業延期の年度が学則第8条に規定する在学年限内にあること。
- (4) 学費の滞納がないこと。

(申請期限及び申請方法)

第6条 申請は、卒業見込み年度の1月末日までに教務部教務課（二部在學生にあつては、二部事務部二部事務課とする。以下「教務課・二部事務課」という。）に、申請書を本人が直接その窓口提出することにより行わなければならない。

(申請に対する審査等)

第7条 教務課・二部事務課は、申請書の提出があつた場合においては、遅滞なく、その申請が適格な申請かどうかの審査を行わなければならない。

2 前項の「適格な申請」とは、次の各号のいずれにも該当する申請をいう。

- (1) 申請の条件を満たしていること。
- (2) 申請書の記載事項に不備がないこと。

3 教務課・二部事務課は、第1項の審査に基づき、その申請が第5条第1号の条件を満たしていない場合又は申請書の記載事項に不備がある場合は、申請者に対しその説明をし、修正又は補正を求めることができる。

(受理及び不受理)

第8条 適格な申請は、受理し、不適格な申請及び第6条の期限を過ぎた申請は、受理しない。

2 教務課・二部事務課は、前条第1項の審査に基づき、当該学部長の承認を得て、前項に規定する申請の受理又は不受理を決定し、不受理の場合は、遅滞なく、その旨を申請者に文書で通知する。

(卒業延期の許可)

第9条 卒業延期の許可は、学部長会及び各学部教授会の議を経て学長が行う。

(卒業延期の許可又は不許可の通知)

第10条 卒業延期の許可又は不許可の通知は、本人及び保証人に対し、卒業発表日以後、遅滞なく行うものとする。

(卒業延期の手続)

第11条 卒業延期の許可を受けた者は、別に指定する期限までに、次に掲げる卒業延期のための手続を完了しなければならない。

- (1) 卒業延期年度の学費を一括納入すること。
- (2) 卒業延期年度の履修登録科目の仮申請をすること。
- (3) 卒業延期に関する本人と保証人とが連署した誓約書を提出すること。

(卒業延期の辞退)

第12条 卒業延期の許可を受けた者がこれを辞退しようとするときは、別に指定する期限までに、本人と保証人とが連署した本学所定の卒業延期辞退願を教務課・二部事務課に提出しなければならない。

(辞退とみなす者)

第13条 第11条の卒業延期の手続を期限までに完了しない者は、卒業延期を辞退したものとみなす。

(卒業延期をした場合の卒業の時期)

第14条 卒業延期をした場合の卒業の時期は、次項及び第3項に規定する場合を除き、その年度の3月22日とする。ただし、学期末卒業制度がある学部において、その許可を受けた場合には、学期末に卒業することができる。

- 2 卒業延期期間中に、本人が死亡した場合は、その死亡の日を卒業の日として学位記を交付する。
- 3 卒業延期期間中に、第17条第2項ただし書の規定により卒業延期の許可を取り消された場合にあっては、前年度の卒業とする。

(履修科目の登録)

第15条 卒業延期の許可を受けた者は、20単位を限度として、履修科目の登録をしなければならない。

(卒業延期期間中の学費)

第16条 卒業延期期間中の学費は、別に定める。

(学則適用の特例)

第17条 卒業延期期間中の者(以下「卒業延期者」という。)は、学則第27条の休学及び学則第31条の退学の願い出をすることができない。

- 2 学則第67条の規定は、卒業延期者についても適用する。ただし、けん責処分の場合は、併せて卒業延期の許可の取消しをすることがある。

(内規の改廃)

第18条 この内規の改廃は、学部長会の議を経て学長が行う。

附 則

この内規は、平成23年12月1日から施行する。

# 専修大学二部学期末卒業に関する取扱内規

## 専修大学経済学部学期末卒業に関する取扱内規

(趣旨)

第1条 この内規は、専修大学学則第18条第3項の規定に基づき、経済学部における学期末卒業の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この内規において「学期末卒業」とは、卒業に必要な所定の単位を修得できず、修業年限を超えて在学する者が、卒業を希望する年度の前期において卒業要件を満たし、所定の学費を納め、かつ、所定の手続を行うことにより卒業することをいう。

(申請)

第3条 学期末卒業を希望する者は、当該年度の6月30日までに保証人と連署の上、学期末卒業願書によって申請しなければならない。

(許可等)

第4条 学期末卒業の許可は、経済学部教授会の議を経て学長が行う。なお、卒業発表日前に教授会の開催ができない場合には、経済学部長、経済学科カリキュラム委員長及び国際経済学科カリキュラム委員長の確認により、卒業発表を行うことができるものとする。この場合の卒業許可については、直近の教授会において追認を得なければならない。

(申請の取下げ)

第5条 学期末卒業を申請した者が申請の取下げをする場合は、当該年度の7月31日までに保証人と連署の上、学期末卒業申請取下げ書によって申請しなければならない。

(学期末卒業の時期)

第6条 学期末卒業の時期は、9月20日とする。

(内規の改廃)

第7条 この内規の改廃は、経済学部教授会の議を経て学長が行う。

附 則

(施行期日)

1 この内規は、平成25年4月1日から施行する。

(旧内規の廃止)

2 専修大学経済学部二部学期末卒業に関する取扱内規（平成18年4月1日制定）は、廃止する。

## 専修大学法学部学期末卒業に関する取扱内規

第1条 この内規は、専修大学学則第18条第3項に基づき、法学部学期末卒業（以下「学期末卒業」という。）に関する取扱いについて定める。

第2条 学期末卒業とは、卒業に必要な所定の単位を修得できず、修業年限を超えて在学する者が、卒業を希望する年度の前期において卒業要件を満たし、所定の学費を納め、かつ、所定の手続を行うことにより卒業することをいう。

第3条 学期末卒業を希望する者は、当該年度の6月30日までに保証人と連署のうえ、学期末卒業願書によって申請しなければならない。

第4条 学期末卒業の許可は、法学部教授会の議を経て学長が行う。なお、卒業発表日前に教授会の開催ができない場合には、法学部長及び教務委員長の確認により、卒業発表を行うことができるものとする。この場合の卒業認可については、直近の教授会において追認を得なければならない。

第5条 学期末卒業を申請した者が申請の取下げをする場合は、当該年度の7月31日までに保証人と連署のうえ、学期末卒業申請取下げ書によって申請しなければならない。

第6条 学期末卒業の時期は、9月20日とする。

第7条 この内規の改廃は、法学部教授会の議を経て学長が行う。

### 附 則

- 1 この内規は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 専修大学法学部二部法律学科学期末卒業に関する取扱内規（平成18年4月1日制定）は、廃止する。

## 専修大学商学部学期末卒業に関する取扱内規

第1条 この内規は、専修大学学則第18条第3項に基づき、商学部学期末卒業（以下「学期末卒業」という。）に関する取扱いについて定める。

第2条 学期末卒業とは、卒業に必要な所定の単位を修得できず、修業年限を超えて在学する者が、卒業を希望する年度の前期において卒業要件を満たし、所定の学費を納め、かつ、所定の手続を行うことにより卒業することをいう。

第3条 学期末卒業を希望する者は、当該年度の6月30日までに保証人と連署のうえ、学期末卒業願書によって申請しなければならない。

2 学期末卒業の許可は、商学部教授会の議を経て学長が行う。

第4条 学期末卒業を申請した者が申請の取消しをする場合は、当該年度の7月31日までに保証人と連署のうえ、学期末卒業申請取下書によって申請しなければならない。

第5条 学期末卒業の時期は、9月20日とする。

第6条 この内規の改廃は、商学部教授会の議を経て学長が行う。

### 附 則

この内規は、平成17年4月1日から施行する。



## 4. 履修科目の登録について

### (1) 履修登録

履修科目の登録は、みなさんが考えた履修計画に基づいて、その年度に履修する科目を選択し、定められた期日までに登録する必要があります。これを本学では履修登録と呼んでいます。

定められた期日までに履修登録を行わなかった場合、その年度の履修は認められませんので、単位修得はできないことになります。

### (2) 各年次における履修上限単位数

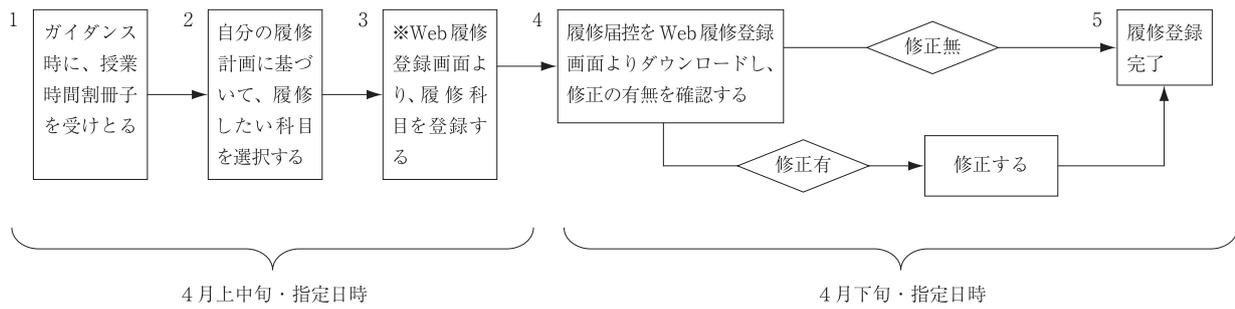
各学部各年次毎（1年間）に履修することができる単位数の上限は次のとおりです。

年次 \ 学部	経済学部	法学部	商学部	備考
1年次	40単位			資格課程科目を含まず
2年次	44単位			〃
3年次	44単位			〃
4年次	40単位			〃

### (3) 履修登録に関する注意事項

- ① 学修ガイドブックおよび年度初めに行うガイダンスにしたがって、履修登録を行ってください。  
なお、3年次終了までに卒業要件単位を満たした場合でも、4年次以上においては、必ず履修登録を行わなければなりません。その場合、最低8単位以上を履修登録してください。
- ② 各年度の授業時間割は、ガイダンス時に配布します。ガイダンスでは、重要事項の説明、各種登録、届出等があるので、必ず出席してください。欠席する場合は、二部事務課に届け出てください。
- ③ 1つの時限に2つ以上の科目を登録することはできません（期間が異なる場合は可）。
- ④ 必修科目の単位を修得できなかった場合には、翌年度に必ず再履修してください。
- ⑤ 科目（英語科目や体育演習等）によっては、履修者の人数制限をする場合があります。対象科目、履修登録方法等については、ガイダンスや掲示でお知らせします。
- ⑥ 学修ガイドブックやガイダンスで指示された科目以外の登録は、すべて無効になるので注意してください。
- ⑦ ゼミナールは、履修年度前年の10月～11月頃にテーマ、募集人員、選考方法などについてのガイダンスが実施され、その後担当教員による選考のうえ、履修者が決定されます。ガイダンスの日程等については、あらかじめ掲示でお知らせします。  
なお、合格が決定していなければ履修登録はできません。

#### (4) 履修手続きの順序



※ Web 履修登録方法については、ガイダンス時に詳細を説明します。

## 5. 試験について

試験は、日常の学修成果を問うものです。したがって、厳正な態度で臨まなければなりません。遅刻はもちろんのこと、自己の健康管理を怠り欠席することのないよう注意しなければなりません。科目によっては定期試験のほかに、教員が授業時間内に随時実施する不定期の授業内テスト、小テスト等があります。この試験結果は、定期試験の結果に加味されて成績評価がなされるので、不定期のテストであっても全力をつくすように心がけることが大切です。

定期試験は、「専修大学定期試験規程」(P.40～P.43参照)および「定期試験における不正行為者処分規程」(P.44～P.45参照)に基づいて実施されるので、規程を熟知し、さらに次の事項についても十分理解しておいてください。

### (1) 定期試験

#### 前期試験

前期で終了する授業科目について、7月から8月の間に実施します。

#### 後期試験

後期および通年の授業科目について、1月から2月の間に実施します。

#### 追試験

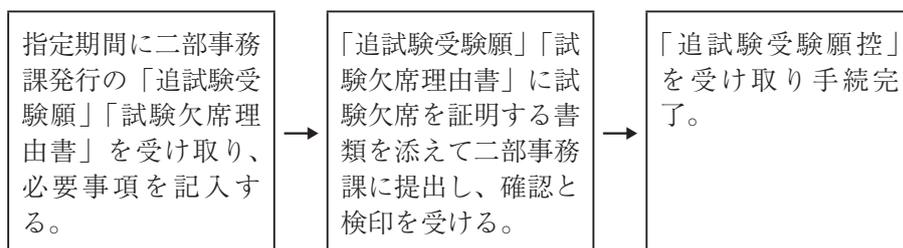
前期試験または後期試験をやむを得ない理由で受験できなかった場合は、当該授業科目について前期追試験を8月、後期追試験を2月から3月の間に実施します。

本学では、この「やむを得ない理由」が拡大解釈されることのないよう、厳しい基準(下記②参照)を設けています。医師の診察を要しない程度の病気や寝坊による遅刻等は、「やむを得ない理由」とは見なされないので注意してください。

#### ① 追試験受験手続

追試験の受験希望者は、指定された期間に追試験受験願と試験欠席理由を証明する書類を二部事務課の窓口へ提出し、受験許可を得なければなりません。

#### <追試験受験手続きの手順>



② 本学がやむを得ないと認める試験欠席理由および提出しなければならない書類は、次のとおりです。

- ・教育実習…………… 教育実習参加を証明するもの
- ・就職試験…………… 就職試験受験を証明するもの
- ・業務命令による出張又は超過勤務(本学に登録されている組織に限る)  
…………… 所属長による証明書

- ・ 公式試合…………… 公式試合参加を証明するもの
- ・ 天災その他の災害…………… 被災を証明するもの
- ・ 二親等以内の危篤又は死亡…………… 危篤又は死亡を証明するもの
- ・ 本人の病気又は怪我…………… 医師の診断書
- ・ 交通機関の事故…………… 遅延又は事故を証明するもの
- ・ その他当該学部長がやむを得ない理由と認めた事項  
…………… 学部長の承認を得た本人記載の理由書

## 1) 受験上の注意

受験上の注意については、定期試験規程にも定められていますが、さらに次の点にも十分注意を払わなければなりません。

- ① 同じ名称の授業科目が複数開講されている場合があるので、自分の履修した科目の授業曜日、時間および担当者を定期試験時間割で確認し、間違いのないようにしてください。
- ② 同一科目でも、試験教室が複数教室に分かれている場合があるので十分注意してください。
- ③ 学生証不携帯で臨時学生証の交付を受けようとする者は、当該試験開始時刻までに二部事務課窓口に申し出なければなりません。
- ④ 試験監督から配付された答案用紙以外の用紙は使用できません。
- ⑤ 答案用紙の再交付は行いません。
- ⑥ 試験教室内の私語は、不正行為と見なされます。  
また、廊下等での私語は、受験中の学生の迷惑となるので慎んでください。

### 【注意】

学生証不携帯者は、いかなる理由があっても受験できません。

ただし、当該試験開始時刻までに二部事務課窓口に申し出た場合は、当日のみ有効の「臨時学生証」の交付（有料）を受けて受験することができます。試験開始時刻前に試験教室で学生証不携帯に気づいた場合は、所定の手続をすることにより臨時学生証の交付を認めることがあります。

試験当日は、不測の事態に備えて試験開始30分前には登校し、学生証の携帯と試験教室を必ず確認してください。

なお、試験の遅刻が認められるのは、試験開始後20分までに試験教室に入室した場合です。

## 2) 定期試験時間帯および時間割

- ① 定期試験時間は、授業時間とは異なり、原則として60分です。
- ② 定期試験時間割は、定期試験実施前に二部事務課の掲示板に掲示します。（補助的な確認手段として、「専修大学ポータル」内の「ライブラリ」にも掲載します。）
- ③ 試験教室は、授業教室と異なる場合がありますので注意してください。

## (2) 定期試験規程に定められた筆記試験によらない成績評価

### 1) 平常点による評価について

実技や演習を主とする授業については、一般に、口頭試問、レポート等をもって成績評価が行われるため、前期試験、後期試験は実施されず、したがって追試験も実施されません。また、英語科目や英語以外の外国語科目についても同様の方法で成績評価が行われます。

これら平常点で評価される科目の場合は、各科目の授業期間を通しての授業への貢献度や授業での発表内容、レポート、授業の中で随時実施されるテスト等（※注）によって総合的に成績評価が行われます。

なお、成績評価方法については、当該年度の Web 講義要項（シラバス）を参照してください。

※注）授業の中で随時実施されるテストは、「学期末テスト」、「授業内テスト」、「小テスト」等と呼ばれるもので、定期試験規程に定められた試験ではないため、追試験は実施されません。

ただし、これらのテストのうち、授業期間の最終週に実施されるものの中には、授業担当教員の判断によって、定期試験規程を準用して実施する場合もあり、その授業科目については、追試験が実施されます（追試験を受験するためには、上述の追試験手続をとり、受験許可を得ることが必要になります）。

### 2) レポートについて

レポート提出が課された場合は、テーマ、字数、枚数、提出期限および提出先（授業担当教員等）を確認し、必ず指定された期限までに提出してください。

レポートを提出するときは、次の事項に注意してください。

- ① 用紙は、（特に指示のない場合）A4判のレポート用紙または400字詰原稿用紙を使用し、横書きとしてください。
- ② 装丁は、必ず表紙（神田校舎B1F売店「邦光堂」または生田校舎「購買会」で購入または授業担当教員の指示によるもの）をつけ、ホチキス留め（2ヵ所）にしてください。
- ③ 表紙には、必ず授業曜日・時限、授業科目名、授業担当教員名、学籍番号および氏名をボールペンで記入してください。
- ④ 二部事務課に提出する場合は、二部事務課窓口で検印を受け、受領書を受け取ってください。

## (3) 成績評価と通知

### 1) 成績評価の方法について

学業成績は、授業科目ごとに行う試験（筆記試験、口述試験、実技試験またはレポート）によって評価されますが、科目によっては、それに学修の状況等を平常点として加味し評価する場合や、平常点だけで評価する場合があります。

成績評価は、100点を満点とし、60点以上を合格とします。また、授業科目ごとの成績に対してグレードポイントを付与し、GPA（Grade Point Average）を算出します。

## 2) 成績評価の区分

評点	評価	G P ※	内 容
100 ~ 90	S	4.0	抜群に優れた成績
89 ~ 85	A +	3.5	特に優れた成績
84 ~ 80	A	3.0	優れた成績
79 ~ 75	B +	2.5	良好な水準に達していると認められる成績
74 ~ 70	B	2.0	妥当と認められる成績
69 ~ 65	C +	1.5	一応の水準に達していると認められる成績
64 ~ 60	C	1.0	合格と認められるが最低限度の成績
59 ~ 0	F	0.0	不合格
認定	N	なし	留学等で修得した単位を本学の単位として認定
履修中止	W	-	所定の期日までに履修中止の手続きを行った場合

※ G P = グレードポイント

## 3) G P A (Grade Point Average) 制度について

G P A 制度は、国内外の大学で一般的な成績評価方法として使用されているもので、授業科目ごとの成績評価（本学では S から F の 8 段階）に対してグレードポイントを付与し、この単位当たりの平均を算出した値が G P A です。具体的な算出方法は次のとおりとなります。

$$\frac{(S \text{ の修得単位数} \times 4.0) + (A + \text{ の修得単位数} \times 3.5) + (A \text{ の修得単位数} \times 3.0) + (B + \text{ の修得単位数} \times 2.5) + (B \text{ の修得単位数} \times 2.0) + (C + \text{ の修得単位数} \times 1.5) + (C \text{ の修得単位数} \times 1.0) + (F \text{ の修得単位数} \times 0.0)}{\text{総履修単位数 (F 評価の授業科目の単位数を含む)}}$$

総履修単位数 (F 評価の授業科目の単位数を含む)

### 【G P A に関する各種要件】

- ・ G P A の算出対象となる科目は、卒業要件にかかわる科目となります。
- ・ G P A は、小数点第 3 位を四捨五入し、小数点第 2 位まで表示します。
- ・ 留学、資格試験などの結果により単位認定された科目 (N) は、G P A に算入されません。また、履修中止した科目についても、G P A に算入されません。
- ・ 不合格 (F) の科目を再度履修した場合、成績の合否にかかわらず、G P A には最新の評価が反映されます。
- ・ 一度単位を修得した科目を、次学期以降に再度履修することはできません (カリキュラムの設定上、同一科目の単位を複数回修得することができる科目を除く)。

## 4) 履修中止について

「履修中止」とは、履修を継続する意思のない授業科目が生じた場合に、履修中止申請期間に所定の手続きを行うことにより、当該授業科目の履修を中止することができる制度です。履修中止申請期間は、前期 (対象科目: 前期科目および通年科目) と後期 (対象科目: 後期科目) にそれぞれ設定されます。日程、手続方法、その他詳細については、掲示でお知らせします。

なお、履修中止申請をする際には、以下の点に注意を払う必要があります。

- ① 履修中止した授業科目については、当該授業への出席、定期試験の受験、単位の修得はできません。

- ② 履修中止した授業科目の単位は、年間の履修上限単位に含まれます。また、履修中止単位数分の新たな履修登録は認められません。
- ③ 履修中止した授業科目は、G P Aに算入されません。
- ④ 履修中止により、当該年度の履修登録科目がなくなる場合は、履修中止申請が認められません。
- ⑤ 履修中止申請した授業科目について、履修中止申請期間後に申請を取り下げることができません。

## 5) 成績通知について

学業成績の結果は点数で表し、9月（前期科目のみ）および3月に大学のホームページを經由して「成績通知書」でお知らせします。また、保証人（大学への保証人登録が父または母の場合のみ）へは「成績通知書」を郵送します。

なお、4年次生は、卒業発表時に二部事務課窓口で配付します。

就職活動等で使用することになる「単位修得学業成績証明書」には、単位を修得した授業科目のみをSからCの評価で記載します（留学、資格試験などの結果により単位認定された科目は、「N」と記載されます）。併せて、通算のG P Aを記載します（G P Aには不合格科目も算入されます）。

# 専修大学定期試験規程

(趣旨)

第1条 この規程は、専修大学学則第17条の規定に基づき実施する試験に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第1条の2 この規程において「試験」とは、学事暦により期間を定めて実施する定期試験をいう。

(種類)

第2条 試験の種類は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 前期試験 前期で終了する授業科目について実施する試験をいう。
- (2) 後期試験 後期で終了する授業科目及び通年で終了する授業科目について実施する試験をいう。
- (3) 前期追試験 第1号の試験を受験できなかった者に対し、当該授業科目について実施する試験をいう。
- (4) 後期追試験 第2号の試験を受験できなかった者に対し、当該授業科目について実施する試験をいう。

(時期)

第3条 試験の実施の時期は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、実施の時期を変更することがある。

- (1) 前期試験 7月～8月
- (2) 後期試験 1月～2月
- (3) 前期追試験 8月
- (4) 後期追試験 2月～3月

(試験方法)

第4条 試験は、筆記、口述又は実技によるものとする。ただし、レポートをもってこれに替えることができる。

(試験時間)

第5条 試験時間は、原則として60分とする。

(試験監督)

第6条 試験監督は、当該授業科目担当教員が行う。ただし、必要に応じて補助者を加えることがある。

2 試験監督者は、試験場において試験を厳正かつ円滑に実施する義務とこれに伴う権限を有する。

(試験委員)

第7条 試験の実施に際し、試験委員を置く。

- 2 試験委員は、試験の実施を統轄する義務と権限を有する。
- 3 試験委員は、教授会の承認を得て、学長が委嘱する。
- 4 試験委員は、試験の実施結果を学長に報告しなければならない。

(受験資格の取得)

第8条 受験資格は、次の各号の所定の手続を完了することにより取得する。

- (1) 履修科目登録の手続
- (2) 学費の納入手続
- (3) その他所定の手続

2 前項の規定にかかわらず、試験時において休学又は停学中の者は、受験資格を有しない。

(受験資格の喪失)

第9条 次の各号の一に該当する者は、当該授業科目の受験資格を失う。ただし、第4号については、別に定める「定期試験における不正行為者処分規程」による。

- (1) 学生証を携帯していない者
- (2) 試験開始後20分を超えて、遅刻した者
- (3) 試験監督者の指示に従わない者
- (4) 試験において不正行為を行った者

2 前項第1号に該当する者に対して、当日のみ有効とする臨時学生証による受験を認める。

3 臨時学生証の交付を受けようとする者は、当該試験開始時刻までに、一部の試験については教務課窓口、二部の試験については二部事務課窓口申し出なければならない。

4 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出をしなかった場合であっても、その者が試験教室において、当該試験開始時刻までに試験監督者に対し、学生証不携帯の旨を申し出たときは、臨時学生証の交付を認めることができる。

5 前2項の規定による臨時学生証の交付に当たっては、所定の交付手数料を徴収するものとする。

(受験手続)

第10条 第2条第1号及び第2号による受験者は、試験前に公示する「定期試験実施要領」により、所定の手続を完了しなければならない。

2 第2条第3号及び第4号による受験者は、所定の期日までに追試験受験願及び次の各号に定める試験欠席理由を証明する書類を提出し、受験許可を得なければならない。

- |                             |                   |
|-----------------------------|-------------------|
| (1) 教育実習                    | 教育実習参加を証明するもの     |
| (2) 就職試験                    | 就職試験受験を証明するもの     |
| (3) 業務命令による出張又は超過勤務         | 所属長による証明書         |
| (4) 公式試合                    | 公式試合参加を証明するもの     |
| (5) 天災その他の災害                | 被災を証明するもの         |
| (6) 二親等以内の危篤又は死亡            | 危篤又は死亡を証明するもの     |
| (7) 本人の病気又は怪我               | 医師の診断書            |
| (8) 交通機関の事故                 | 遅延又は事故を証明するもの     |
| (9) その他当該学部長がやむを得ない理由と認めた事項 | 学部長の承認を得た本人記載の理由書 |

(成績評価)

第11条 成績評価は、100点を満点とし、60点以上を合格とし、60点未満を不合格とする。

2 前項の場合において、成績評価の区分は、90点以上をS、85点以上90点未満をA+、80点以上85点未満をA、75点以上80点未満をB+、70点以上75点未満をB、65点以上70点未満をC+、60点以上65点未満をC、60点未満をFとする。

3 前項の成績評価の区分に応じてグレード・ポイントを付与し、グレード・ポイント・アベレージ(GPA)を算出する。この場合において、グレード・ポイントは、Sを4.0、A+を3.5、Aを3.0、B+を2.5、Bを2.0、C+を1.5、Cを1.0、Fを0.0とする。

(成績発表)

第12条 試験の成績結果は、9月及び3月に本人に通知する。

(受験者の義務)

第13条 受験者は、次の各号に定める事項を厳守しなければならない。

- (1) 試験場においては、試験監督者の指示に従うこと。
- (2) 試験開始後20分以内の遅刻者は、試験監督者の入室許可を得ること。
- (3) 学生証を机上に提示すること。
- (4) 解答にさきだつて、学籍番号及び氏名を記入すること。
- (5) 学籍番号及び氏名の記入は、ペン又はボールペンを使用すること。
- (6) 試験開始後30分以内は、退場しないこと。
- (7) 配付された答案用紙は、必ず提出すること。
- (8) 試験場においては、物品の貸借をしないこと。

(無効答案)

第14条 次の各号の一に該当する答案は、無効とする。

- (1) 第8条に定める受験資格を有していない者の答案
- (2) 第9条に該当する者の答案
- (3) 学籍番号及び氏名が記入されていない答案
- (4) 不正行為に該当する者の答案
- (5) 授業科目の担当者、曜日又は時限を間違えて受験した者の答案

(不正行為)

第15条 試験における不正行為とは、次の各号の一に該当する場合をいう。

- (1) 代人が受験したとき。(依頼した者・受験した者)
- (2) 答案を交換したとき。
- (3) カンニングペーパーを廻したとき。
- (4) カンニングペーパーを使用したとき。
- (5) 所持品(電子機器を含む。)その他へ事前に書込みをして、それを使用したとき。
- (6) 他人の答案を写したとき。(見た者・見せた者)
- (7) 言語・動作・電子機器等で連絡したとき。(連絡した者・連絡を受けた者)
- (8) 使用が許可されていない参考書・電子機器その他の物品を使用したとき。
- (9) 他人の学生証で受験したとき。(貸した者・借りた者)
- (10) 偽名答案を提出したとき又は氏名を抹消して提出したとき。
- (11) 故意による答案無記名のとき。
- (12) 答案を提出しなかったとき。
- (13) 使用が許可された参考書等の貸借をしたとき。
- (14) その他試験監督者及び試験委員が不正行為と認めたとき。

(不正行為の確認)

第16条 試験監督者は、不正行為を発見した場合、その受験者の受験を直ちに中止させ、本人を同行して試験委員に報告するものとする。

- 2 試験委員は、学生部委員の立会いのもとに、不正行為の事実確認を行う。
- 3 試験委員は、不正行為が確認された場合、本人に始末書を提出させ、速やかに当該学部長に報告しなければならない。

(不正行為者の処分)

第17条 不正行為者の処分は、別に定める「定期試験における不正行為者処分規程」による。

(規程の改廃)

第18条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が決定する。

附 則

この規程は、昭和54年7月10日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成8年7月5日から施行する。

2 平成7年度以前の二部入学生の試験の種類及び実施の時期は、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年7月25日から施行し、平成13年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月15日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の第11条の規定は、平成27年度以後の入学者について適用し、平成26年度以前の入学者については、なお従前の例による。

## 定期試験における不正行為者処分規程

第1条 この規程は、専修大学定期試験規程第17条の規定に基づき、定期試験（以下「試験」という。）における不正行為者の処分に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 不正行為者の処分は、学部長が行う。

第3条 不正行為者の処分は、次の基準による。

- |   |  |
|---|--|
| (1) 代人受験（依頼した者・受験した者）                   | 2ヵ月の停学処分とし、当該科目履修期間における定期試験実施科目を無効とする。 |
| (2) 答案交換                                | 第1号に同じ                                 |
| (3) カンニングペーパー廻し                         | けん責処分とし、当該科目履修期間における定期試験実施科目を無効とする。    |
| (4) カンニングペーパーの使用                        | 第3号に同じ                                 |
| (5) 当該試験に関する事項の書込み（所持品・電子機器・身体・机・壁等）    | 第3号に同じ                                 |
| (6) 答案を写す（見た者・見せた者）                     | 第3号に同じ                                 |
| (7) 言語・動作・電子機器等により連絡する行為（連絡した者・連絡を受けた者） | 第3号に同じ                                 |
| (8) 使用が許可されていない参考書・電子機器その他の物品の使用        | 第3号に同じ                                 |
| (9) 他人の学生証を利用した受験（貸した者・借りた者）            | 第3号に同じ                                 |
| (10) 偽名又は氏名抹消                           | 第3号に同じ                                 |
| (11) 故意による無記名                           | 第3号に同じ                                 |
| (12) 答案不提出                              | 第3号に同じ                                 |
| (13) 使用が許可された参考書の貸借（貸した者・借りた者）          | けん責処分とし、当該受験科目を無効とする。                  |
| (14) その他試験監督者及び試験委員が不正行為と認めた場合          | 第1号から第13号に準じて処分する。                     |

2 学部長は、前項の処分について速やかに学長及び教授会に報告しなければならない。

第4条 前条により処分を受けた者が、再度不正行為をした場合は、前条の規定にかかわらず教授会の議を経て2ヵ月以上1年以下の停学とし、当該不正行為が行われた学期における定期試験実施科目を無効とする。

第5条 試験終了後に不正行為が発覚した場合においても、第3条及び第4条により処分する。

第6条 処分の起算日は、処分決定日とする。

第7条 不正行為者の氏名及び処分は、速やかに掲示し、本人及び保証人に通知する。

第8条 処分事項は、学籍簿に記載するものとする。

第9条 不正行為者が本学奨学生制度による奨学生であるときは、直ちにその資格を失う。

第10条 停学処分中の者は、当該学部長の指導に従わなければならない。

第11条 不正行為者処分に関する事務取扱いは、教務課又は二部事務課が行う。

第12条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が決定する。

附 則

- 1 この規程は、昭和54年7月10日から施行する。
- 2 この規程の制定に伴い「試験における不正行為者処分内規（昭和36年9月12日制定）」、「試験における不正行為者処分内規施行規則（昭和36年9月12日制定）」、「試験における不正行為者処分の特例（昭和37年9月24日制定）」及び「試験における不正行為により処分を受けた者の事後の取扱規程（昭和36年9月12日制定）」は、廃止する。

附 則

この規程は、平成13年7月25日から施行し、平成13年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行前にした不正行為に対する処分については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

## 6. 転部科について

二部から一部または二部間の転部科は、1年次から2年次の進級時および2年次から3年次の進級時の計2回チャンスがあります。学部学科によって受け入れ基準は異なりますが、転部科を希望する学部学科の転部科試験に合格すれば転部科が許可されます。

ただし、再入学者および復籍者は転部科できません。

なお、詳細については、11月下旬～12月上旬頃に実施する転部科ガイダンスで確認してください。

## 7. 大学院授業科目の履修について

大学院授業科目の履修については、一定の条件があります。下記の規程に基づき、履修手続きを行ってください。

### 専修大学学部学生の大学院授業科目の履修に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、専修大学大学院学則第52条の2第2項の規定に基づき、専修大学（以下「本大学」という。）の学部学生が専修大学大学院（以下「本大学院」という。）における授業科目を履修することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(出願資格)

第2条 本大学院の授業科目を履修できる者は、次の各号のいずれにも該当し、かつ、研究科委員会が別に定める要件を満たす者でなければならない。

- (1) 本大学の学部の4年次に在学する者
- (2) 本大学院への進学を志望する者
- (3) 本大学院の授業科目を履修するに相応しい学力を有する者

(出願書類)

第3条 本大学院の授業科目の履修を希望する者は、所定の大学院授業科目履修願書により出願するものとする。

(選考)

第4条 本大学院の授業科目の履修を希望する者の選考は、研究科委員会が行うものとする。

2 前項の選考の方法及び基準は、研究科委員会が定めるものとする。

(履修範囲)

第5条 本大学院の授業科目の履修の範囲は、希望する者の学部の履修状況、希望等に鑑み、教育上有益と認めるときは、10単位を超えない範囲で履修させることができる。

(許可)

第6条 本大学院の授業科目の履修の許可は、研究科委員会の議を経て、学長がこれを行う。

2 前項で許可された者については、履修のための学費は徴収しないものとする。

(履修手続)

第7条 履修を許可された者は、所定の期日までに履修届を提出しなければならない。

- 2 履修の手続は、学年又は学期の始めとし、許可された学年又は学期に限るものとする。
- 3 履修の手続を完了した者には、履修許可証を交付する。

(修得単位の条件)

第8条 履修を許可された者が修得できる単位数は、10単位を超えない範囲とする。

- 2 履修できる授業科目は、研究科委員会が定めるものとする。

(試験及び単位修得の認定)

第9条 履修した授業科目について、試験を受け、合格したときは、所定の単位を認定する。

- 2 前項の試験に合格した者には、単位修得証明書及び学業成績証明書を交付する。
- 3 試験及び単位については、学則第6条の6、第6条の7、第6条の8第1項及び第6条の9の規定を準用する。

(修得単位の取扱い)

第10条 前条の規定により単位を修得した者が本大学院に進学した後は、既修得単位として認定することができる。

(事務所管)

第11条 この規程に関する事務は、大学院事務部大学院事務課の所管とする。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、研究科委員会の発議により、大学院委員会の議を経て、学長がこれを行うものとする。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

## Ⅱ 教養科目の学び方

## Ⅱ 教養科目の学び方

### 1. 教養教育科目

#### 教養教育科目を 学ぶ意義

大学で学ぶのは、将来職業人・生活人として日々自分の行動を選択しながら生きていく基礎を固めるためです。ですから大学では専門教育と教養教育が並行して用意され、特に教養教育は皆さんがバランスの取れた自立した社会人になることを期待して置かれている領域です。そのため教養教育科目は多岐にわたり、それらが人文科学系・社会科学系・自然科学系および総合教育科目群に分類されています。これら科目群を1年次から4年次まで学部に関わりなく自由に、そして何よりも「系列横断的に」履修することによって、社会と自分を複眼的に見る目を養ってもらうこと、ここに教養教育科目の眼目があります。

#### 人文科学系科目

- ・文学 101・102
- ・文学 201・202
  
- ・歴史学 101・102
- ・歴史学 201・202
- ・歴史学 301・302
  
- ・心理学 101・102
- ・心理学 201・202
- ・心理学 301・302
  
- ・哲学 101・102
  
- ・倫理学 101・102
  
- ・論理学 101・102
  
- ・芸術学 101・102
- ・芸術学 201・202
  
- ・文化人類学 101・102
- ・文化人類学 201・202

#### 総合教育科目

- ・総合科目 101～110、201～205
- ・教養特殊講義 I～Ⅷ
- ・教養ゼミナール I・Ⅱ・Ⅲ
- ・教養ゼミナール論文

#### 社会科学系科目

- ・法学 101・102
  
- ・政治学 101・102
- ・政治学 201・202
  
- ・経済の世界 101・102
  
- ・地理学 101・102
- ・地理学 201・202
  
- ・社会学 101・102
- ・社会学 201・202
  
- ・社会科学論 101・102
  
- ・社会思想 101・102
  
- ・教育学 101・102
- ・教育学 201・202

#### 自然科学系科目

- ・生物科学 101・102
- ・生物科学 201・202
- ・生物科学 301・302
  
- ・宇宙地球科学 101・102
- ・宇宙地球科学 201・202
  
- ・化学 101・102
  
- ・物理学 101・102
  
- ・数理科学 101・102
- ・数理科学 201・202
  
- ・科学論・科学史 101・102
- ・科学論・科学史 201・202

#### 注意事項

- ◎教養ゼミナール以外は原則として1科目半年で2単位です。
- ◎履修登録は4月に前期・後期の履修を一括して行い、これ以外の時期の履修登録はできません。
- ◎「○○○101」、「○○○201」、「○○○301」は科目の区別を意味するものであり、難易度を意味するのではないので、「○○○301」から履修して構いません。
- ◎「○○○101」例えば「文学101」までが科目名となり、「文学102」は別の科目になります。同一科目の重複履修はできません。
- ◎同じ科目でも担当教員で内容が異なることがありますので、毎年の講義要項（シラバス）をよく読んで履修して下さい。

## 2. 人文・社会・自然科学系科目と総合教育科目

### (1) 人文科学系科目

#### 人文科学系科目を 学ぶ意義

人間の文化とは、自然や社会に影響されつつも、それらに向き合う一人一人の内面世界を通じて形成されます。影響されつつも影響する相互性の意識が文化です。そのような問題意識にかかわる科目が人文科学系です。時間軸や空間軸をめぐるさまざまな角度から、種々の人間観や世界観、価値観に触れることによって、歴史の流れの中での人間存在の本質や文化創造の本質についての理解を深めます。

---

文学 101・102 . . . . . 日本文学を中心

文学 201・202 . . . . . 世界の文学との関わり

歴史学 101・102 . . . . . 世界または日本の通史

歴史学 201・202 . . . . . 世界または日本の特定地域や時代や各論

歴史学 301・302 . . . . . 時代や地域にとらわれないテーマ

心理学 101・102 . . . . . 入門心理学（最初に履修することを勧めます）

心理学 201・202 . . . . . 実験、基礎心理学（知覚、認知、学習、生理など）

心理学 301・302 . . . . . 社会心理学、発達心理学、応用心理学  
（臨床、異常、犯罪、矯正など）

\* 「心理学」については、最初に100番台の二つを履修することを勧めます。

哲学 101 . . . . . 古代ギリシア哲学、中世の哲学、近現代のヨーロッパ哲学など、古代から現代にいたる哲学史の展開について講ずる

哲学 102 . . . . . 存在とは何か、人間とは何かなど、哲学上の問題を主題別に取り扱う

倫理学 101 . . . . . 古代ギリシアの倫理学、近代ヨーロッパの倫理学、あるいは日本倫理思想史など、古代から現代にいたる倫理学の歴史について講ずる

倫理学 102 . . . . . 自由と義務、行為と規範、信と知など、倫理学の基本問題を扱う

論理学 101 . . . . . 論理学史を踏まえて現代論理学の基礎を扱う

論理学 102 . . . . . さまざまな具体的問題を通じて、現代の論理学を学ぶ

芸術学 101・102 . . . . . 芸術史の中の一つのジャンルについて

芸術学 201・202 . . . . . 美や芸術の理論的展開

文化人類学 101 . . . . . 民族・国家・人種について

文化人類学 102 . . . . . 人類と文化、食習慣や住居

文化人類学 201・202 . . . . . 近代世界や望ましい暮らしのあり方

---

## (2) 社会科学系科目

### 社会科学系科目を 学ぶ意義

私たちは常に否応なく社会的関係の中で生きています。われわれの自由な考えや行動も、自分自身を一步離れて観察すると、社会的文脈の中で選択しているのが常です。この「自分自身を一步離れて見る目」こそ、社会科学的アプローチの方法を言い表しています。社会とどのように自分が関わりを持つのか、判断し、選択する自分自身の基準を、社会科学を学ぶことによって、つちかってもらいたい、以下に紹介するこの系列の諸科目は、そう願って設置されています。もちろん各人が得ようとする自分自身の基準とは、当然一つではありません。従って、この系列の諸科目も、一つの答えを導き出すことはないでしょう。多様な眼と多様な答えを学んで下さい。

---

法学 101 . . . . . 国家の基本法である憲法、人、国家、法律のあり方

法学 102 . . . . . 法律と我々の生活との関わり

政治学 101・102 . . . . . 国際政治学・比較政治学の基礎

政治学 201・202 . . . . . 国際政治の個別時事問題を通じた世界の現状

経済の世界 101・102 . . . . . 経済学部以外の学生のための経済学入門

\* 「経済の世界101・102」は経済学部の学生は履修できません。

地理学 101 . . . . . 自然地理の基礎：自然環境と人間の生活

地理学 102 . . . . . 自然地理の応用：自然の構造・成立・環境の変遷

地理学 201 . . . . . 人文地理の基礎：自然環境と人間、社会経済制度と地域の組織化、  
地域的問題

地理学 202 . . . . . 人文地理の応用：地域構造、地域・環境変遷への人間の役割

社会学 101・102 . . . . . 社会学の導入的で基礎的な理解

社会学 201・202 . . . . . 現代社会の社会学的諸テーマに関する理解

社会科学論 101・102 . . . . . 自然科学や人文科学との相違

社会思想 101・102 . . . . . 社会思想の歴史とその時代、および現代との関係

教育学 101 . . . . . 学校教育と子ども達の概論

教育学 102 . . . . . 学校教育と子ども達の各論・トピック

教育学 201 . . . . . 学校教育と子ども達に限定しない概論

教育学 202 . . . . . 学校教育と子ども達に限定しない各論・トピック

---

### (3) 自然科学系科目

#### 自然科学系科目を 学ぶ意義

##### ①「自然や物質の成り立ちや人間の存在に関する普遍的な原理の理解」

現代では、宇宙の創成から人類の誕生に至るまでの普遍的な原理に基づいた科学的な理解が進みました。「地球上に生きる私たち」という位置づけができる力を養います。

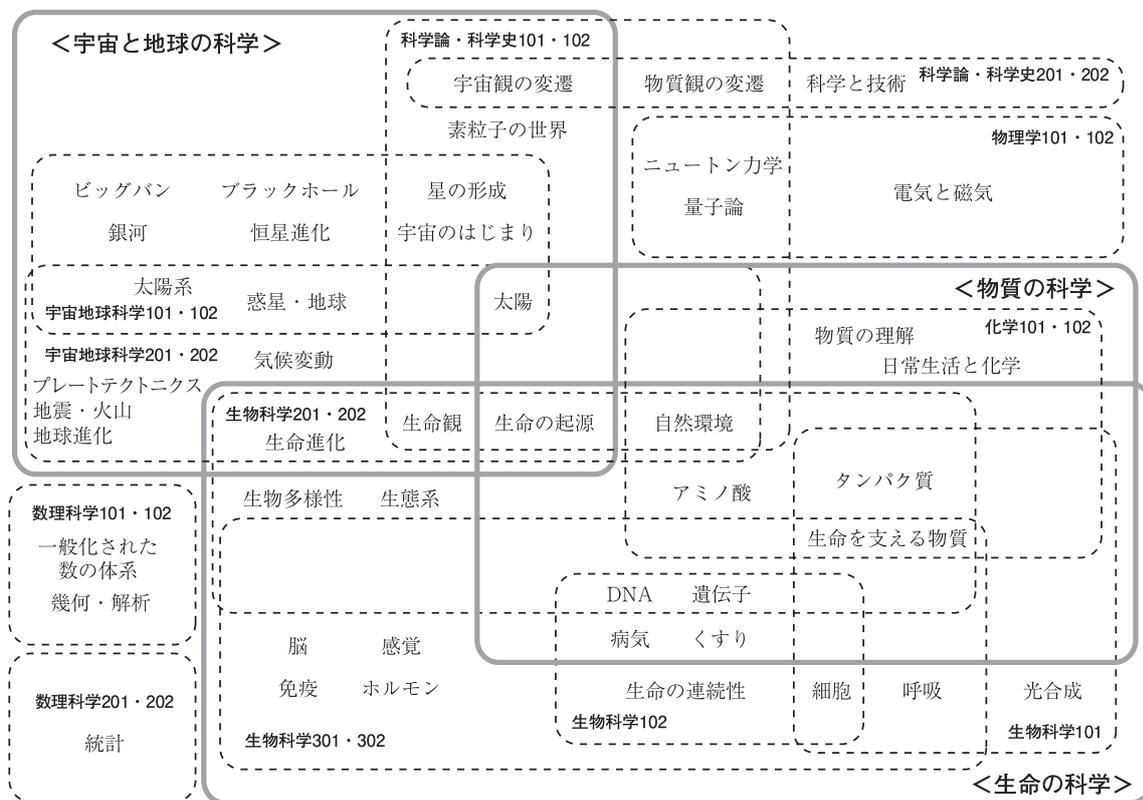
##### ②「現代社会を生き抜くための多角的な視野の形成」

人文・社会科学系の学問と異なり、実験や観察に基づいたアプローチをする自然科学的な発想や視点を身につけ、客観的な思考力を養います。

##### ③「現代社会が抱える課題を解決する能力の育成」

科学技術の著しい発展は人類に恩恵をもたらす一方で、環境問題や遺伝子操作などの数々の問題も生み出してきました。自然科学を通して、これらの問題に対する適切な判断力や深く広い生命観を培います。

- ・ 生物科学 101・102 201・202 301・302
- ・ 化学 101・102
- ・ 数理科学 101・102 201・202
- ・ 宇宙地球科学 101・102 201・202
- ・ 物理学 101・102
- ・ 科学論・科学史 101・102 201・202



#### 注意事項

- ◎いづれの科目も何年次でも自由に履修することができます。
- ◎各科目の内容は上記の科目関連図に示すように相互に関わりを持っています。各自の学修目的に合わせて履修科目を選択してください。
- ◎興味ある1つのキーワードを中心に近隣の科目を履修するのも一つの方法です。  
例)「自然環境」がキーワード・・・宇宙地球科学201・202と生物科学201・202と化学101・102を履修する  
例)「宇宙のはじまり」がキーワード・・・宇宙地球科学101・102と科学論・科学史101・102を履修する
- ◎分野を超えて幅広く、そして深く履修することも可能です。  
例) 生物科学301・302で「病気やくすり」について学び、科学論・科学史201・202で「自然観の変遷」を学ぶ

## (4) 総合教育科目

### 総合教育科目を 学ぶ意義

総合教育科目は、各学部における専門科目とは異なり、学際的なテーマを扱います。

一つのテーマについて多方面からのアプローチが存在することを受講者に示しながら、どんな社会現象や自然現象にも、複数の側面（多面性）があり、それらの間に複雑な関係性があることを理解させることで、受講者たちの思考力に、総合的な分析力や判断力が加わることを主な教育目的としています。

### 総合科目

学際的なテーマを扱い、原則として複数の教員や外部のゲスト・スピーカーが共同で講義を行います。

広い視野からの多面的・学際的な検討により、総合的な判断力を育成します。

### 教養特殊講義

常設の教養科目と異なる、注目を集めている新しいテーマや学際的な学問領域に特化し、フットワークよく対応し、これを掘り下げて講義します。

### 教養ゼミナールⅠ・Ⅱ・Ⅲ

少人数の相互コミュニケーションによるゼミナール形式の科目です。担当教員の専門分野に関してテーマを設定し、発表・討論を中心に進め、深い研究を行います。

### 注意事項

- ◎「総合科目」は原則半期2単位ですが、2時限連続履修で半期4単位となる科目もあります。
- ◎「教養ゼミナール」は、Ⅰ・Ⅱ・Ⅲに区分され、Ⅰは2年次、Ⅱは3年次、Ⅲは4年次配当です。連続して同一教員の「教養ゼミナール」を履修することもできますし、別年度に他の教員の「教養ゼミナール」を履修することもできます。ただし同一年度での重複履修はできません。また同一教員のゼミを履修する場合、教養ゼミナール論文を作成することも可能です。

### 3. 外国語科目（英語）

#### 英語科目を 学ぶ意義

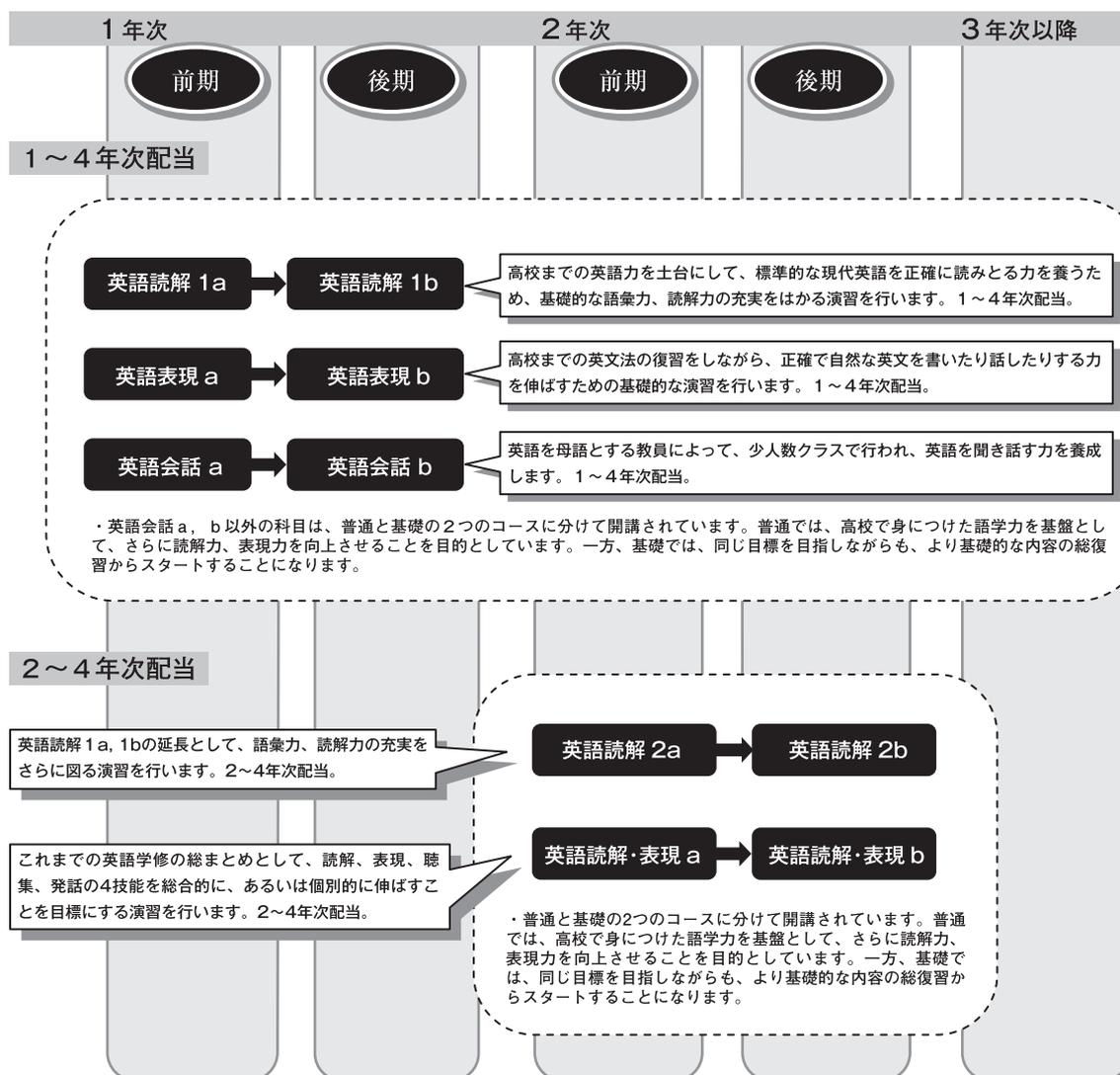
皆さんの中には、これまで大学入学を目標に英語を学んできたという方も多くいるでしょう。しかしこれからは、何よりも自分への投資として、英語の学修に取り組んでください。様々な分野でグローバル化が急速に進む中、皆さんが将来どの分野に進もうとも、コミュニケーションの手段として、また情報収集、発信の手段として、英語は重要な役割を果たすでしょう。もちろん英語を学ぶ意義は実用的な面ばかりではありません。

英語学修を通して異文化に対する理解や関心を深め、人間としての視野を広げること、とても重要です。二部では皆さんのニーズに応えられるよう幅広い科目を用意しています。これからの4年間、計画性を持って英語学修に取り組んでください。

#### 英語科目の履修方法

英語科目は皆さんの学修計画に合わせて受講できるようにデザインされています。11種類の科目が設置されていますが、そのうち1つは振替用の科目ですので、最大10種類の科目を履修することができます。1年次から履修できる科目と2年次からのみ履修できる科目の2つに分かれています。

1年次から履修可能な科目（1～4年次配当の科目）として、英語読解1 a、英語読解1 b、英語表現 a、英語表現 b、英語会話 a、英語会話 bがあります。また、2年次から履修可能な科目（2～4年次配当の科目）として、英語読解2 a、英語読解2 bと英語読解・表現 a、英語読解・表現 bがあります。1～4年次配当の科目を履修せず、2～4年次配当の科目のみを履修することもできます。



## 注意事項

- ◎科目名に a がつく科目は前期開講、b がつく科目は後期開講です。
- ◎英語科目は、語学スキルの習得に限定せず、広く英語圏の文化や事情を学ぶことも目標にしています。
- ◎実用英語技能検定（英検）、TOEFL<sup>®</sup>、TOEIC<sup>®</sup> において一定の基準を満たしている学生に単位認定する制度があります。詳しくは「資格試験による単位認定（英語）」を参照してください。
- ◎英語読解 1 a・b、英語表現 a・b、英語読解 2 a・b、英語読解・表現 a・b は履修者数の上限を50名とします。履修希望者が50名を超える授業では初回に選抜を行い、履修者を決定します。

## 資格試験による単位認定（英語）

実用英語技能検定（英検）、TOEFL<sup>®</sup>、TOEIC<sup>®</sup>において、一定の基準を満たしている学生には一定水準以上の英語力を有するものとみなし、下記の表の通り単位を認定します。

	検定試験の種類	認定基準	認定 単位数	認定科目名（単位数）
上位 基準	実用英語技能検定 TOEFL iBT <sup>®</sup> * TOEIC <sup>®</sup>	準一級 83点以上 730点以上	4	英語読解 1a (2)
				英語読解 1b (2)
				英語表現 a (2)
				英語表現 b (2)
				英語会話 a (2)
				英語会話 b (2)
下位 基準	実用英語技能検定 TOEFL iBT <sup>®</sup> * TOEIC <sup>®</sup>	— 61点以上 600点以上	2	英語読解 2a (2)
				英語読解 2b (2)
				英語読解・表現 a (2)
				英語読解・表現 b (2)
				英語読解 1a (2)
				英語読解 1b (2)
				英語表現 a (2)
				英語表現 b (2)
				英語会話 a (2)
				英語会話 b (2)
				英語読解 2a (2)
				英語読解 2b (2)
				英語読解・表現 a (2)
				英語読解・表現 b (2)

\* TOEFL iBT<sup>®</sup> = TOEFL Internet-Based Test<sup>®</sup>

### 注意事項

#### 認定単位の取り扱いについて

- ◎認定単位数の上限は4単位です。
- ◎同一基準において複数の検定試験で基準を満たしている場合も、認定はいずれか一種類の検定試験によるものとします。
- ◎TOEFL<sup>®</sup>-ITP、TOEIC<sup>®</sup>-IPは認定対象には含まれません。
- ◎認定科目の成績評価は点数で表さず、「認定」とします。
- ◎認定された単位は、各年次の履修上限単位数に含めません。

#### 申請手続き

- 1) 申請期間内に提出書類を二部事務課窓口に出してください。
- 2) 申請期間は、当該年度の4月20日（休日の場合は前日）までとします。
- 3) 提出書類は、①単位認定申請書と②合格証またはスコアカードの原本です。
- 4) 合格資格の有効期限は申請日からさかのぼり、2年以内とします。

## 4. 外国語科目（英語以外の外国語）

### 英語以外の 外国語科目 を学ぶ意義

外国語の勉強は、言語そのものを修得する意味もありますが、その言語の背後にある文化や社会の考え方を学ぶことが、もっとも大事な点です。新しい言語を学んで、自分の世界を広げましょう。夏休みと春休みの一ヶ月ほどの語学プログラム、さらに中期や長期の留学プログラムも充実しています。大学でこそ学べるチャンスを生かして、ぜひ、世界への理解を深めてください。

### 科目の概要

#### 初 級

1年次以上で履修できる科目

初級基礎Ⅰ・初級基礎Ⅱ　・・・　初級レベルの基礎単語と表現  
初級構造Ⅰ・初級構造Ⅱ　・・・　初級レベルの文法  
会話Ⅰ・会話Ⅱ　・・・・・・・・・・　実践的な会話練習

#### 中 級

2年次以上で履修できる科目

中級総合Ⅰ・中級総合Ⅱ　・・・　初級の復習＋さらに詳しい語学的な練習と習得  
中級演習Ⅰ・中級演習Ⅱ　・・・　個別テーマによる学修

- ※ 英語以外の外国語科目を履修する場合は、同一言語・科目、同一曜日・時限、同一担当者のⅠ・Ⅱを、必ずセットで履修してください。
- ※ すべての科目で、ドイツ語・フランス語・中国語・スペイン語・韓国語を開講しています。

### 「CALL自習室」について

神田校舎地下1階のCALL教室には、自習室とライブラリーがあり、各種言語の視聴覚教材を始め、資格試験対策教材や雑誌等が視聴、閲覧できます。DVDを中心とした教材も利用できます。ぜひ、活用してください。

## 5. 外国語科目（海外語学研修）

### 海外語学研修 および 交換留学

本学の国際交流センターでは、海外の大学等と協定を結び、様々な留学プログラムを設け、留学を希望する学生のサポートを行っています。留学は実践的に語学力を伸ばす絶好の機会であると同時に、異文化圏での生活を肌で体験することによって、机上の学習では決して得ることのできない感動や刺激を受ける絶好のチャンスです。各プログラムの詳細については、国際交流事務課まで問い合わせてください。

### 海外語学短期研修

「夏期・春期留学プログラム」は、夏期・春期休暇を利用して海外の協定校等で3～6週間にわたって集中的な語学研修を行うものです。（留学プログラム開設コース及び内容については、平成27年12月現在のものです。）

#### 海外語学短期研修Ⅰ 2単位（1～3年次配当）

夏期留学プログラム

開設コース：

社会知性開発コース（実用英語とイギリス文化、サービスラーニングとアメリカ文化）

ドイツ語コース

研修期間は約3週間で、1日4時間程度の語学研修と課外活動を行います。全コースとも初級レベルで、実践的な会話を学習し、ホームステイやフィールド・トリップなどをおして現地の文化・歴史・生活習慣を学びます。

※社会知性開発コース（サービスラーニングとアメリカ文化）は単位認定対象外となります。

#### 海外語学短期研修Ⅱ 2単位（1～3年次配当）

春期留学プログラム

開設コース：

社会知性開発コース（正規授業聴講・アメリカ文化とサービスラーニング／オーストラリア文化と自然）

英語コース

フランス語コース

中国語コース

スペイン語コース

ロシア語コース

研修期間は3～6週間で、1日4時間程度の語学研修と課外活動を行います。社会知性開発・英語コースの応募にはTOEFL<sup>®</sup>スコアが必要です。また、コースによっては現地の正規授業の聴講、文化施設見学やフィールド・トリップ等様々なプログラムが展開されています。

### 注意事項

- ◎詳細は年度により異なります。その年度の案内をよく読むようにしてください。
- ◎単位は希望者のみに与えられますので、希望者は研修参加が決定した後で定められた期日までに科目履修登録を行ってください。
- ◎評価は各プログラムの習熟度により本学の基準で行い、「認定」として単位を授与します。
- ◎それぞれの言語ごとに各1回、単位を自由選択修得要件単位として修得することができます（ただし、4年次生の参加者及び同一留学プログラム同一言語コース2度目の参加者については対象となりません）。
- ◎当該科目は留学プログラムに参加した次年度に選考される学術奨学生および卒業時に選考される川島記念学術賞の選考対象科目から除外されます。

## 海外語学中期研修

「中期留学プログラム」は、本学国際交流協定校あるいは研修校に前期または後期の約4～5ヶ月間留学し、外国人留学生を対象に開講されている集中語学コースに参加するプログラムです。(留学プログラム開設コース及び内容については、平成27年12月現在のものです。)

### 海外語学中期研修Ⅰ～Ⅷ 各2単位(2～4年次配当)

中期留学プログラム

開設コース：

社会知性開発コース

後期：ワイカト大学+インターンシップ(ニュージーランド)

英語コース

前期：オレゴン大学(アメリカ)

ウーロンゴン大学(オーストラリア)

ワイカト大学(ニュージーランド)

後期：ネブラスカ大学リンカーン校(アメリカ)

ドイツ語コース

前期：ゲーテ・インスティトゥート ブレーメン校(ドイツ)

フランス語コース

後期：リュミエール・リヨン第2大学CIEF(フランス)

中国語コース

後期：上海大学(中国)

コリア語コース

後期：檀国大学(韓国)

スペイン語コース

後期：イベロアメリカーナ大学(メキシコ)

実践的なコミュニケーション能力の習得に加え、大学の正規授業を受けるために必要なアカデミック・スキル(プレゼンテーション、ノート・テイキング、リサーチ、論文の書き方等)や、異文化について学ぶことができます。

### 注意事項

- ◎詳細は年度により異なります。その年度の案内をよく読むようにしてください。
- ◎中期留学プログラムの留学期間は在学期間に算入されます。
- ◎単位は希望者のみに与えられますので、希望者は中期留学プログラムの参加決定後、所定の期間に二部事務課で面接の上、中期留学プログラムにおいて修得を希望する科目の履修登録を行ってください。
- ◎学修成果の評価は、当該科目担当教員が「事前授業」、「事後授業」、「留学先の成績表」等に基づいて行い、英語コースでは海外語学中期研修Ⅰ～Ⅷ(英語)(各2単位)、それ以外の言語のコースでは海外語学中期研修Ⅰ～Ⅷ(各言語)(各2単位)で、それぞれ最高16単位まで認定されます(単位は「認定」として授与されます)。
- ◎当該科目は留学プログラムに参加した次年度に選考される学術奨学生および卒業時に選考される川島記念学術賞の選考対象科目から除外されます。

## 6. 保健体育科目（1年次から4年次の間に自由に履修可能）

### （1）演習科目（半期科目 各1単位）

#### ◎体育演習 A・B【定時授業 各1単位 半期展開】

バレーボール・卓球・バドミントン・トレーニング・PFC およびこれらのオムニバス（開講年度によりこの限りではありません）

### （2）理論科目（1科目半期2単位）

#### ◎健康科学論

現代人の健康を害する原因・要因（運動不足、食事の是非、ストレスなど）がどのような影響を身体にもたらすか、どのように対処すればよいか、具体的な知識を提供します。

#### ◎スポーツ科学論

勝つための競技スポーツは、人間の能力の限界を迫及します。最新の科学が競技スポーツの世界にどこまで入り込み、どのように役立ってきたか、解説します。

#### ◎スポーツ文化論

スポーツの歴史的・社会的背景について、文献研究やフィールドワークをふまえて検証し、様々な角度からスポーツの文化的意義を学び、スポーツのあり方を考えます。

### 注意事項

- ◎体育演習から2単位、理論科目から6単位の合計8単位の修得が可能です。
- ◎疾病、身体的虚弱および肢体不自由などのため、運動を制限されている場合は、二部事務課または第1回目授業時に申し出るようにしてください。
- ◎個々の科目内容については、Web 講義要項（シラバス）を参照してください。

### Ⅲ 専門科目の学び方

### Ⅲ 専門科目の学び方

#### 1. 相互乗り入れと履修モデル

##### (1) 各学部間相互乗り入れの履修制度

激動する現代社会の中で、学問の対象はますます複雑となり、専門化が促進されています。このことは、専門的な知識や技能を社会で活用するための広い視野と総合的で自主的な判断力が、強く社会から要請されているということを意味します。したがって、現代社会の経済問題や政治情勢、商取引や経営の現状を学問的に正確に把握し判断するためには、単にそれぞれに関する技術的、ないしは狭い専門的知識の修得にとどまらず、関連する学問分野の成果を踏まえた体系的・総合的知識の修得、そして自由な思考力が必要となってきています。

本学の二部は、「社会科学の総合教育」を目指すことを基本理念として、学生のさまざまな学修要求に応えるため、3学部の専門科目の自由な選択履修を認める「相互乗り入れ」の履修制度を実施しています。この制度によって、本学二部に入学した学生は、それぞれの学部によって決められた卒業要件を満たしながら、経済学、法学、商学、経営学といった隣接分野あるいは境界領域にまで学修の幅を広げていくことができます。相互乗り入れ履修制度は、本学が独自に工夫した制度です。この制度を大いに活用して、広く履修科目を選択していくように希望しています。

##### (2) 履修モデル

相互乗り入れ制度に従って他学部のすべての専門科目が自由に選択履修できるようになったことは、学生の専攻分野における勉学に新しい局面を開き、その学修に幅と深みを与えることになりました。しかし、この制度は、ともすれば方針も脈絡もないままに履修を可能にしてしまうという一面があり、学修効果が十分に期待できないという事態にもつながっていきます。そこで二部3学部では、履修上の指針を示す意味でいくつかの履修モデルを設けています。

履修モデルとは、学生の学修の志向と意欲に応えるために専門科目を履修する目安を示したものであり、履修科目決定の参考として考えられたものです。

したがって学生は、後述する「履修モデルと学修目標」によって、それぞれの履修モデルの狙いや特色を理解したうえで、自主的にいずれかの履修モデルを選び、「専門科目履修指針」で履修モデルごとに表示した「履修が望ましい選択科目」を参考としながら、さらに自分の関心にしたがって体系的な学修計画を立てることが求められます。

無計画な履修からは十分な学修効果は得られないことを念頭において、慎重に履修する科目を決めるようにしてください。

## 2. 各学部の履修モデルと学修目標

### 経済学部

#### (1) 履修モデルと学修目標

##### ① 経済学一般モデル

このモデルは、経済学部開設されている授業科目を主として選択する学修指針を示すものです。経済学は、それ自体として独自の学問体系をもつものであるため、これを専門的に学修するモデルがあるのは当然です。すなわち、理論、歴史、政策、国際関係、環境経済、等の幅広い分野にわたって、系統的かつ体系的に経済学を学修するモデルであり、いわば、経済学プロパーの総合的な学修モデルです。

経済学は、人間生活の土台である経済活動を多角的かつ系統的に分析し、体系づける社会科学の一部門であります。経済学部のカリキュラムは、そうした経済学を基礎から応用、応用から展開へと順序よく学修しうる総合的なメニューを揃えています。学生は、「社会経済基礎」「社会経済学入門」、「現代経済基礎」「現代経済学入門」により経済学の基礎理論を、「入門ゼミナール」や「日本経済論1・2」により現実の経済についての基礎知識をそれぞれ学び、「経済学史1・2」や「歴史と経済」、「日本経済史1・2」によって知識を過去に広げ、「経済統計学1・2」や「経済数学1・2」において経済分析の諸手法を学修しつつ、「経済政策1・2」や「国際経済論1・2」等の科目によってこれを広く現実世界に拡大し、「産業組織論1・2」、「財政学1・2」、「金融論1・2」、「流通経済論」によって、現代経済の諸制度や仕組みについての知識を深めていくことができます。また、「環境経済論」、「社会政策1・2」、「社会保障論」、「労働経済論」、「都市経済論」によって、経済と生活についての諸問題を学修することが可能です。

もちろん、このモデルの履修者が同時に法学、政治学、商学、経営学の関連諸科目の学修を目指すことも可能です。時間的制約のもとにある皆さんにとっては、これはなかなか困難なことであるかもしれませんが、知見を広げるべく自らの問題関心と努力によって、相互乗り入れ制度の特長を活用して欲しいものです。

経済学一般モデル

	経済学部関係科目		法学部関係科目	商学部関係科目
1 必修科目	社会経済基礎 現代経済基礎	社会経済学入門 現代経済学入門		
2 履修が望ましい科目	入門ゼミナール 経済思想 日本経済論 1・2 経済数学 1・2 日本経済史 1・2 産業組織論 1・2 金融論 1・2 社会政策 1・2	経済数学基礎 歴史と経済 経済統計学 1・2 経済学史 1・2 経済政策 1・2 財政学 1・2 国際経済論 1・2	憲法 I・II	
3 2に準ずる科目	資本主義の原理 ミクロ経済学 農業経済論 都市経済論 流通産業論 労働経済論 国際金融論 発展途上国経済論 西洋経済史 1・2 社会運動論 マスコミュニケーション論 1・2 外国書講読 1・2 ゼミナール	資本主義発展の理論 マクロ経済学 地域経済論 流通経済論 産業技術論 環境経済論 移行経済論 欧米経済論 社会保障論 企業経済学 特殊講義 ゼミナール研究論文	民法総則 I・II	現代ビジネス I・II 情報システム I・II 中小企業 I・II

## ② 応用経済学Ⅰモデル

このモデルは、経済学と法学との学修を、できるだけ密接に結びつけようとするものです。すなわち、経済学部の開設科目の学修を基本としながら、自分の問題関心に即して、より実際的な法学系の科目を同時に学修することを目指すものです。

現代において、経済が法制度と相互関係をもつ度合いは、ますます大きくなっていることは、例を挙げるまでもなく、諸君もよく承知しているでしょう。したがって、経済学部学生といえども、今日の法制度や行政に無関心であってはならず、それらに関する専門的知識と法律の解釈を通じて、法学的なものの方や考え方、ないしは法学的なものごとの処理能力を養うと共に、政治学や行政学等の学修によって、行政機関の行動原理や政策決定過程を考察していくことは、きわめて重要な学修態度といわねばなりません。

このモデルを履修する学生は、学士（経済学）の学位を取得するのに必要な諸科目を充分学びながら、より積極的にかつ体系的に、経済学の諸科目と密接なつながりのある法学系の科目、たとえば、資本主義経済の運営に不可欠な個人の人権や自由を保障するために国家権力の恣意的支配を排除し、それを拘束する法体系を学ぶ「憲法Ⅰ・Ⅱ」、行政権の組織と作用を規律する法の諸問題について分析・検討する「行政法基礎Ⅰ・Ⅱ」、「行政救済法Ⅰ・Ⅱ」、われわれの身分関係と財産関係を規律する民法の諸科目、企業に関する法的諸問題を扱う商法の諸科目、資本主義経済のもつ矛盾の被害者の生存の確保と労使関係の法的諸問題を学ぶ「労働法基礎Ⅰ・Ⅱ」、国家が、生産・取引・消費という生産・流通過程に干渉する法の諸問題を扱う「経済法Ⅰ・Ⅱ」等を履修し、現在社会の経済現象と合わせて、法・政治現象を科学的に正しく把握すると共に、現代社会に結びついた批判的・創造的な学問の視点と思考力を養うことができるでしょう。その場合の他学部科目の履修は、それぞれのモデルに指示されている履修の順次性と系統性に充分留意し、単なる“つまみ喰い”的履修を避けるべきことは、いうまでもありません。

### 応用経済学Ⅰモデル

	経済学部関係科目	法学部関係科目	商学部関係科目
1 必修科目	社会経済基礎 現代経済基礎	社会経済学入門 現代経済学入門	
2 履修が望ましい科目	入門ゼミナール 経済思想 日本経済論Ⅰ・Ⅱ 経済学史Ⅰ・Ⅱ 経済政策Ⅰ・Ⅱ 社会政策Ⅰ・Ⅱ	経済数学基礎 歴史と経済 経済数学Ⅰ・Ⅱ 日本経済史Ⅰ・Ⅱ 財政学Ⅰ・Ⅱ	憲法Ⅰ・Ⅱ
3 2に準ずる科目	経済統計学Ⅰ・Ⅱ 労働経済論 環境経済論 金融論Ⅰ・Ⅱ 社会保障論 外国書講読Ⅰ・Ⅱ ゼミナール ゼミナール研究論文	民法総則Ⅰ・Ⅱ 行政法基礎Ⅰ・Ⅱ 会社法概論Ⅰ・Ⅱ 政治学原論Ⅰ・Ⅱ 国際法Ⅰ・Ⅱ 行政学Ⅰ・Ⅱ 行政救済法Ⅰ・Ⅱ 労働法基礎Ⅰ・Ⅱ 経済法Ⅰ・Ⅱ 近代日本政治思想史 現代日本政治思想史 地方自治論Ⅰ・Ⅱ	情報システムⅠ・Ⅱ 中小企業Ⅰ・Ⅱ

### ③ 応用経済学Ⅱモデル

このモデルは、経済学部の開設科目の学修を基本としながら、より実際的な商学系の科目を同時に修得することを目指すものです。経済学部の教育内容が、どちらかといえば実務的訓練というよりは、“専門的教養”の広がり重点を置いていることは否定できません。しかし、経済学部に入ってきた諸君が、すべて「教養人」になることを目指しているのではなく、その大部分が専門的職業人たらんことを目指しているであろうことを考慮して、このモデルでは、経済学部教育のもっている“専門的教養性”と商学部教育のもつ“専門的実際性”とをできるだけ調和させる点に主眼を置くものです。

したがって、このモデルを履修する学生は、学士（経済学）の学位を取得するのに必要な諸科目を充分学びながら、より積極的にかつ体系的に、経済学の諸科目と密接なつながりのある商学系の科目、たとえば、経済事象を財務的な側面から具体的数値によって表現する技法と、その背後にある考え方を研究する会計学の諸科目、商品の流過程および市場における諸問題を取り扱う「商学基礎Ⅰ・Ⅱ」、「商業政策Ⅰ・Ⅱ」、「マーケティングⅠ・Ⅱ」、経済社会の発展の担い手である企業の本質を究明し、その合理的、効率的な経営の原理を明らかにする「現代ビジネスⅠ・Ⅱ」や「経営管理論Ⅰ・Ⅱ」、コンピュータを使用し情報を科学的に分析し、処理し、記憶し、意思決定に役立てる「情報システムⅠ・Ⅱ」等を履修し、抽象的な定義や概念の理解にとどまることなく、より具体的、実際的な知識を深めていくことを目的としなければなりません。

#### 応用経済学Ⅱモデル

	経済学部関係科目	法学部関係科目	商学部関係科目
1 必修科目	社会経済基礎 現代経済基礎	社会経済学入門 現代経済学入門	
2 履修が望ましい科目	入門ゼミナール 経済思想 日本経済論1・2 経済学史1・2 経済政策1・2 流通産業論 金融論1・2	経済数学基礎 歴史と経済 経済数学1・2 日本経済史1・2 流通経済論 財政学1・2 社会政策1・2	憲法Ⅰ・Ⅱ  商学基礎Ⅰ・Ⅱ 商業政策Ⅰ・Ⅱ 流通論Ⅰ・Ⅱ
3 2に準ずる科目	経済統計学1・2 産業組織論1・2 地域経済論 都市経済論 環境経済論 外国書講読1・2 ゼミナール ゼミナール研究論文	会社法概論Ⅰ・Ⅱ	簿記論ⅠA・ⅠB 現代ビジネスⅠ・Ⅱ 情報システムⅠ・Ⅱ 財務会計論Ⅰ・Ⅱ 経営管理論Ⅰ・Ⅱ マーケティングⅠ・Ⅱ 貿易実務 貿易理論 保険論Ⅰ・Ⅱ 中小企業Ⅰ・Ⅱ ネットワークと産業 交通と通信

## (2) 経済学部一部開講専門科目の履修制度

この制度を利用すると、経済学部二部に所属する学生が、経済学部一部の専門科目の講義を本学生田校舎で履修し、単位を修得することができます。ただし、一部の専門科目であっても、二部において同一名称・同一講義内容で開講されている場合は、履修の対象とはなりません。

この制度のもとで経済学部二部学生が履修できる経済学部一部の専門科目は、合計で16単位を限度とし、これを自由選択修得要件単位の中に組み入れて卒業要件単位とすることができます。ただし、同一年度で履修することができるのは8単位までです。

なお、一部学生の履修状況によっては、担当教員の判断により、二部学生の履修を認めない場合があります。

### 経済学部二部学生が履修することのできる一部開講専門科目

科目名	単位	配当年次	科目名	単位	配当年次
コンピュータと経済学1	2	2・3	ゲーム理論1	2	2・3・4
コンピュータと経済学2	2	2・3	ゲーム理論2	2	2・3・4
経済発展論1	2	2・3・4	企業金融論1	2	2・3・4
経済発展論2	2	2・3・4	企業金融論2	2	2・3・4
現代資本主義論1	2	2・3・4	公共経済学1	2	2・3・4
現代資本主義論2	2	2・3・4	公共経済学2	2	2・3・4
現代日本経済史1	2	2・3・4	財政金融政策1	2	2・3・4
現代日本経済史2	2	2・3・4	財政金融政策2	2	2・3・4
日米経済論1	2	2・3・4	近代経済学史1	2	2・3・4
日米経済論2	2	2・3・4	近代経済学史2	2	2・3・4
経済変動論1	2	2・3・4	応用マクロ経済学1 a	2	2・3・4
経済変動論2	2	2・3・4	応用マクロ経済学1 b	2	2・3・4
現代市民社会論	2	2・3・4	応用マクロ経済学2 a	2	2・3・4
貨幣・信用制度論	2	2・3・4	応用マクロ経済学2 b	2	2・3・4
生活経済論1	2	2・3・4	応用ミクロ経済学1	2	2・3・4
生活経済論2	2	2・3・4	応用ミクロ経済学2	2	2・3・4
産業構造論1	2	2・3・4	計量経済学1	2	2・3・4
産業構造論2	2	2・3・4	計量経済学2	2	2・3・4
情報経済論1	2	2・3・4	社会教養特別講座	2	3・4
情報経済論2	2	2・3・4	アジアの経済1	2	3・4
中堅企業論1	2	2・3・4	経済社会と女性	2	3・4
中堅企業論2	2	2・3・4			

※上記科目は、経済学部二部学生のみ履修登録することができます。

## 法学部

本学二部の3学部は、いわゆる相互乗り入れ履修制度を採用しており、法学部の学生も他の学部（経済学部・商学部）で開講されている専門科目を一定の範囲で履修することができます。これは、二部の学生の多様なニーズに応える制度ですが、時として、多数の科目の中から選択して履修するため登録の際に迷ったり、法律科目の学修に必要な科目や基本となる科目を選択しないで履修登録したために、体系的な知識や思考方法が身につかず、結果として講義内容を十分に理解できないままに終わるおそれがあります。

そこで、学生の皆さんには、法学部で開講している講義科目を中心として、各年次の履修登録の際の参考にするため、それぞれの将来を考えた履修ができるように4つの履修モデルを提示することにしました。もちろん、この通りに履修しなければならないということではありませんので、皆さんの関心のある科目、卒業後の進路選択を考えて将来必要となる科目、他学部で開講されていて興味深いと考えた科目など、自由に選択して履修してください。

## (1) 履修モデル

### ① パブリック法務モデル

このモデルは、私たちの市民社会を支えている法律全体の中から、自分の将来像を描いた場合に必要となる法を中心に学ぼうとする場合、とりわけ国と地方公共団体の行う政治や行政のあり方を中心に学ぼうとする場合の履修モデルです。現代の行政をめぐるには、「公共性」の意味があらためて問われています。また、現代は政治の影響がさまざまな領域で拡大しており、「社会の政治化」「政治の国際化」といった傾向も顕著です。公共政策のあり方を考えること、また、政治学的素養、国際感覚を身につけることは必要不可欠であり、公務の職にある学生、公務員（教員を含む。）として活躍しようとする学生、ジャーナリズムの分野、国際機関やNGOなどの民間組織で活躍しようとする学生のニーズに対応するモデルです。

公法や政治学の領域にある科目のほか、基本的な法律科目あるいは法学基礎理論分野の科目についてもできるだけ幅広く履修することが求められます。

分野	年次	1年次	2年次	3年次	4年次
法学基礎理論			法制史Ⅰ・Ⅱ 外国書講読Ⅰ・Ⅱ	法哲学Ⅰ・Ⅱ	特殊講義 法医学
公法		◎憲法Ⅰ・Ⅱ	行政法基礎Ⅰ・Ⅱ	行政救済法Ⅰ・Ⅱ 租税法Ⅰ・Ⅱ	
民事法		◎民法総則Ⅰ・Ⅱ	物権法Ⅰ・Ⅱ	民事訴訟法Ⅰ・Ⅱ 親族法相続法Ⅰ・Ⅱ 手形法小切手法Ⅰ・Ⅱ 保険法海商法Ⅰ・Ⅱ 金融商品取引法Ⅰ・Ⅱ 民事救済法 民事執行保全法	
刑事法		◎刑法総論Ⅰ・Ⅱ	刑法各論Ⅰ・Ⅱ	刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱ	犯罪学 刑事政策
社会・経済法				労働法基礎Ⅰ・Ⅱ 社会保障法Ⅰ・Ⅱ	知的財産法Ⅰ・Ⅱ 経済法Ⅰ・Ⅱ
国際関係法			国際法Ⅰ・Ⅱ	国際私法Ⅰ・Ⅱ	
政治学			政治学原論Ⅰ・Ⅱ 行政学Ⅰ・Ⅱ 国際政治学Ⅰ・Ⅱ	近代日本政治思想史 現代日本政治思想史 近代西洋政治思想史 現代西洋政治思想史 地方自治論Ⅰ・Ⅱ	特殊講義（政治学）
ゼミナール				▼ゼミナール（公法） ▼ゼミナール（政治学） *上記のゼミナールから選択することを推奨	
経済学部関係科目					
商学部関係科目					

◎は、必修科目。▼は、履修することを推奨する分野。

## ② リーガル法務モデル

このモデルは、法学部生が、司法試験や司法書士試験、行政書士試験、宅地建物取引主任者その他各種の法律関連資格試験、種々の公務員試験をめざす場合に履修することを推奨する一般的なモデルです。また、司法試験の受験資格を得るためにロー・スクール（法科大学院）への進学を希望する者も対象とします。もちろん、法律を専門とする職業に就くことはなくても、法学を学んだ学生に求められる幅広い法的素養を身につけるためにも有益です。

このモデルは、「六法」と総称される憲法、民法、刑法、商法（会社法）、民事訴訟法、刑事訴訟法を中心に履修することを推奨するものですが、法学基礎理論分野、政治学分野、経済学分野などの領域にある科目についても、できる限り幅広く履修することが望まれます。

分野	年次	1年次	2年次	3年次	4年次
法学基礎理論				法哲学Ⅰ・Ⅱ	
公法		◎憲法Ⅰ・Ⅱ	行政法基礎Ⅰ・Ⅱ	租税法Ⅰ・Ⅱ 行政救済法Ⅰ・Ⅱ	
民事法		◎民法総則Ⅰ・Ⅱ	物権法Ⅰ・Ⅱ 債権法Ⅰ・Ⅱ 商法総則 商取引法 会社法概論Ⅰ・Ⅱ	親族法相続法Ⅰ・Ⅱ 手形法小切手法Ⅰ・Ⅱ 民事訴訟法Ⅰ・Ⅱ 倒産法Ⅰ・Ⅱ	民事救済法 民事執行保全法 特殊講義（民事法）
刑事法		◎刑法総論Ⅰ・Ⅱ	刑法各論Ⅰ・Ⅱ	刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱ	
社会・経済法				労働法基礎Ⅰ・Ⅱ 経済法Ⅰ・Ⅱ	知的財産法Ⅰ・Ⅱ 社会保障法Ⅰ・Ⅱ
国際関係法			国際法Ⅰ・Ⅱ	国際私法Ⅰ・Ⅱ	
政治学			政治学原論Ⅰ・Ⅱ		
ゼミナール				▼ゼミナール（法律系） *上記のゼミナールから選択することを推奨	
経済学部関係科目					
商学部関係科目					

◎は、必修科目。▼は、履修することを推奨する分野。

### ③ ビジネス法務モデル

私たちの日常生活と密接にかかわる部分を規律する私法全体の中核をなす「民法」、ビジネスの中心である企業組織や企業間取引を規律する「商法（会社法）」が、市民社会生活、企業社会を規律しています。「民法」には、私たちの日常生活全般についての行動規範と日常生活の中で生起する紛争を未然に防止するとともに、個々人の権利の擁護と権利の実現を図るための裁判規範が規定されています。同様に、企業（企業人）に対しては、「商法（会社法）」が規定しています。

とくに、ビジネスの社会においては、業務上のリスクを未然に察知し、法的なチェックを施し、生じた問題の解決に導く法律知識は、ビジネス・パーソンとなる法学部生には必要不可欠とされることから、効率よく法律知識を獲得できるようにするために推奨する履修モデルです。

このモデルでは、私法領域に属する主要な法律科目のほか、私たち（企業を含む）の権利の擁護と権利の実現をするための手続を定めた民事訴訟法や民事救済・執行保全法、倒産法、さらには経済学部関連科目などから幅広く履修することが望まれます。

分野	年次	1年次	2年次	3年次	4年次
法学基礎理論			外国書講読Ⅰ・Ⅱ	法制史Ⅰ・Ⅱ 法哲学Ⅰ・Ⅱ	
公法		◎憲法Ⅰ・Ⅱ	行政法基礎Ⅰ・Ⅱ	行政救済法Ⅰ・Ⅱ 租税法Ⅰ・Ⅱ	
民事法		◎民法総則Ⅰ・Ⅱ	物権法Ⅰ・Ⅱ 商法総則 商取引法 会社法概論Ⅰ・Ⅱ	債権法Ⅰ・Ⅱ 親族法相続法Ⅰ・Ⅱ 保険法海商法Ⅰ・Ⅱ 手形法小切手法Ⅰ・Ⅱ 金融商品取引法Ⅰ・Ⅱ 民事訴訟法Ⅰ・Ⅱ 民事救済法 民事執行保全法 倒産法Ⅰ・Ⅱ	
刑事法		◎刑法総論Ⅰ・Ⅱ	刑法各論Ⅰ・Ⅱ	刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱ 犯罪学 刑事政策	
社会・経済法				社会保障法Ⅰ・Ⅱ	労働法基礎Ⅰ・Ⅱ 経済法Ⅰ・Ⅱ 社会保障法Ⅰ・Ⅱ 知的財産法Ⅰ・Ⅱ
国際関係法			国際法Ⅰ・Ⅱ	国際私法Ⅰ・Ⅱ	
政治学			政治学原論Ⅰ・Ⅱ 行政学Ⅰ・Ⅱ 国際政治学Ⅰ・Ⅱ	近代日本政治思想史 現代日本政治思想史 地方自治論Ⅰ・Ⅱ	近代西洋政治思想史 現代西洋政治思想史
ゼミナール				▼ゼミナール（法律系） ▼ゼミナール（政治学） *上記のゼミナールから選択することを推奨	
経済学部関係科目					
商学部関係科目					

◎は、必修科目。▼は、履修することを推奨する分野。

#### ④ タックス・ファイナンス法務モデル

現代社会においては、世界の潮流として、経済の発展に伴った新しい金融商品が開発されています。そこには、金融商品取引の多様化に伴ういろいろな問題もあります。とりわけ、企業の経済活動や投資に対する課税の問題、事業や投資を行うための税務コストの問題は「金融法務」について学ぶ上での中心問題となっています。

このモデルは、金融業界、証券業界、保険業界などに通用するタックス・プランナー、ファイナンシャル・プランナーをめざすことを考える法学部生が、効率よく基礎知識を獲得するためのものとして推奨するものです。

国際的な金融商品取引も盛んですので、社会・経済法分野および国際関係法分野に設置されている科目も視野に入れて積極的に取り組むことが望まれます。

分野	年次	1年次	2年次	3年次	4年次
法学基礎理論					
公法		◎憲法Ⅰ・Ⅱ	行政法基礎Ⅰ・Ⅱ	行政救済法Ⅰ・Ⅱ 租税法Ⅰ・Ⅱ	
民事法		◎民法総則Ⅰ・Ⅱ	物権法Ⅰ・Ⅱ 商法総則 商取引法 会社法概論Ⅰ・Ⅱ	債権法Ⅰ・Ⅱ 保険法海商法Ⅰ・Ⅱ 手形法小切手法Ⅰ・Ⅱ 金融商品取引法Ⅰ・Ⅱ 民事訴訟法Ⅰ・Ⅱ 民事救済法 民事執行保全法	倒産法Ⅰ・Ⅱ
刑事法		◎刑法総論Ⅰ・Ⅱ		刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱ	
社会・経済法					経済法Ⅰ・Ⅱ 知的財産法Ⅰ・Ⅱ
国際関係法					
政治学			政治学原論Ⅰ・Ⅱ 国際政治学Ⅰ・Ⅱ		
ゼミナール				▼ゼミナール（法律系） ▼ゼミナール（政治学） *上記のゼミナールから選択することを推奨	
経済学部関係科目				経済数学基礎 経済思想 ミクロ経済学 マクロ経済学 経済統計学Ⅰ・Ⅱ 流通経済論 財政学Ⅰ・Ⅱ 国際経済論Ⅰ・Ⅱ 国際金融論	日本経済論Ⅰ・Ⅱ
商学部関係科目		情報システムⅠ・Ⅱ		簿記論ⅠA・ⅠB 経営数学Ⅰ・Ⅱ 財務会計論Ⅰ・Ⅱ 簿記論ⅡA・ⅡB 金融論Ⅰ・Ⅱ 証券論Ⅰ・Ⅱ 外国為替Ⅰ・Ⅱ	会計監査論Ⅰ・Ⅱ 流通論Ⅰ・Ⅱ

◎は、必修科目。▼は、履修することを推奨する分野。

## (2) 法学部一部開講専門科目の履修制度

この制度を利用すると、法学部二部に所属する学生が、法学部一部の専門科目の講義を受講し、単位を修得することができます。ただし、一部の専門科目であっても、二部において同一名称・同一講義内容で開講されている場合は、履修の対象とはなりません。

この制度のもとで法学部二部学生が履修できる法学部一部の専門科目は、卒業までに40単位を限度とし、これを選択必修科目として卒業要件単位とすることができます。ただし、一部学生の履修状況によっては、担当教員の判断により、二部学生の履修を認めない場合もあります。

### 法学部二部学生が履修することのできる一部開講専門科目

科目名	単位	配当年次	科目名	単位	配当年次
担保物権法	2	3・4	民主主義論	2	3・4
法社会学Ⅰ	2	3・4	政治体制論	2	3・4
法社会学Ⅱ	2	3・4	政治過程論	2	3・4
日本近代法史Ⅰ	2	2・3・4	政治社会学	2	3・4
日本近代法史Ⅱ	2	2・3・4	ナショナリズム論	2	3・4
日本法制史Ⅰ	2	3・4	環境政治論	2	3・4
日本法制史Ⅱ	2	3・4	ジェンダー政治論	2	3・4
西洋法制史Ⅰ	2	3・4	国際紛争論	2	3・4
西洋法制史Ⅱ	2	3・4	国際統合論	2	3・4
東洋法制史Ⅰ	2	3・4	安全保障論	2	3・4
東洋法制史Ⅱ	2	3・4	アジア地域研究Ⅰ	2	3・4
ローマ法Ⅰ	2	3・4	アジア地域研究Ⅱ	2	3・4
ローマ法Ⅱ	2	3・4	ヨーロッパ地域研究Ⅰ	2	3・4
英米法総論Ⅰ	2	2・3・4	ヨーロッパ地域研究Ⅱ	2	3・4
英米法総論Ⅱ	2	2・3・4	現代日本政治論Ⅰ	2	3・4
英米法各論Ⅰ	2	3・4	現代日本政治論Ⅱ	2	3・4
英米法各論Ⅱ	2	3・4	公共政策Ⅰ	2	3・4
EU法Ⅰ	2	3・4	公共政策Ⅱ	2	3・4
EU法Ⅱ	2	3・4	都市政策Ⅰ	2	3・4
ヨーロッパ大陸法Ⅰ	2	3・4	都市政策Ⅱ	2	3・4
ヨーロッパ大陸法Ⅱ	2	3・4	平和研究Ⅰ	2	3・4
アジア法Ⅰ	2	3・4	平和研究Ⅱ	2	3・4
アジア法Ⅱ	2	3・4	議会政治論	2	3・4
比較憲法Ⅰ	2	3・4	ジャーナリズム論	2	3・4
比較憲法Ⅱ	2	3・4	日本政治史Ⅰ	2	2・3・4
地方自治法Ⅰ	2	3・4	日本政治史Ⅱ	2	2・3・4
地方自治法Ⅱ	2	3・4	西洋政治史Ⅰ	2	2・3・4
会社法特論Ⅰ	2	3・4	西洋政治史Ⅱ	2	2・3・4
会社法特論Ⅱ	2	3・4	日本外交論Ⅰ	2	3・4
労働法展開Ⅰ	2	3・4	日本外交論Ⅱ	2	3・4
労働法展開Ⅱ	2	3・4	グローバルガバナンス論	2	3・4
国際紛争処理法	2	3・4	国際関係論Ⅰ	2	3・4
国際安全保障法	2	3・4	国際関係論Ⅱ	2	3・4
国際人権法Ⅰ	2	3・4	国際政治史Ⅰ	2	2・3・4
国際人権法Ⅱ	2	3・4	国際政治史Ⅱ	2	2・3・4
国際経済法Ⅰ	2	3・4	アメリカ地域研究Ⅰ	2	3・4
国際経済法Ⅱ	2	3・4	アメリカ地域研究Ⅱ	2	3・4
国際取引法Ⅰ	2	3・4	政治学の世界	2	2・3・4
国際取引法Ⅱ	2	3・4	政治理論の基礎	2	2・3・4
国家論	2	3・4	日本政治の基礎	2	2・3・4

※上記科目は、法学部二部学生のみ履修登録することができます。

※上記科目のうち、当該年度の4時限又は5時限に開講された場合に限り、履修することができます。

## 商学部

### (1) 履修モデルと学修目標

#### ① マーケティングモデル

マーケティングモデルでは、企業が展開する諸活動のうち流通・マーケティングの活動を中心に学修します。マーケティングは現実に非常に近い学問であり、実際の諸問題について関心をもつことが必要です。たとえば、コンビニエンスストアの成長にはいろいろなサービスがどのように関係しているのか、ディスカウントストアはなぜ安売りが可能であり、どこに課題があるのか、低迷している百貨店の復活の鍵はどこにあるのか、情報社会の進展は卸売機構を不要にするのか、各地の「まちづくり」の取り組みにおいて何が課題となるのかといったテーマがあげられます。こうした種々のテーマについて、自分なりの問題意識をもちながら、関連する科目を体系的に学修していくことが求められます。

マーケティングモデルにおいては、「商学基礎Ⅰ・Ⅱ」、「現代ビジネスⅠ・Ⅱ」、「簿記論ⅠA・ⅠB」、「現代経済基礎」「現代経済学入門」が必修科目になっています。このうち「商学基礎Ⅰ・Ⅱ」が本モデルの中心科目であり、商品が生産者から消費者にいたるまでの流通の仕組みについて学修することが中心ですが、商学部のさまざまな科目への誘いが行われ、その後に学ぶべき科目の位置づけが行われます。

もうひとつの中心科目が2・3年次配当の「マーケティングⅠ・Ⅱ」であり、企業の立場から製品開発・流通にアプローチしていきます。さらに、「商業史Ⅰ・Ⅱ」、「商業政策Ⅰ・Ⅱ」、「現代商品論Ⅰ・Ⅱ」が、本モデルの基礎科目といえます。

マーケティングの応用科目として開講されるのが、「マーケティングコミュニケーションⅠ・Ⅱ」、「マーケティングリサーチⅠ・Ⅱ」、「流通論Ⅰ・Ⅱ」、「ロジスティクスⅠ・Ⅱ」、「流通産業論」などです。さらに、「保険論Ⅰ・Ⅱ」、「金融論Ⅰ・Ⅱ」、「貿易実務」、「貿易理論」、「ネットワークと産業」、「交通と通信」、「環境と経営」、「環境監査」といった科目も関連が深い科目としてあげられます。これらについては、積極的に履修を進めることが大切です。

また、近年の情報化の進展は流通・マーケティング分野に大きな影響を及ぼしていることから、各科目で情報関連の問題に言及されることが多くなっています。そのため、「情報システムⅠ・Ⅱ」、「経営情報システムⅠ・Ⅱ」などの情報関連科目の履修がすすめられます。これらは「経営数学Ⅰ・Ⅱ」や「経済統計学1・2」などの理論科目と合わせて履修することが大切です。

さらに、会計学や法学関連の科目も、各自の問題意識に合わせて学ぶとさまざまな角度から商学を学修することができ、実際のビジネスの場だけでなく、多くの場面において生きた学問であることが、実感できるようになります。

## マーケティングモデル

	商学部関係科目	経済学部関係科目	法学部関係科目
1 必修科目	簿記論ⅠA・ⅠB 商学基礎Ⅰ・Ⅱ 現代ビジネスⅠ・Ⅱ	現代経済基礎 現代経済学入門	
2 履修が望ましい科目	情報システムⅠ・Ⅱ 商業史Ⅰ・Ⅱ マーケティングⅠ・Ⅱ 現代商品論Ⅰ・Ⅱ 商業政策Ⅰ・Ⅱ マーケティングリサーチⅠ・Ⅱ 貿易実務 貿易理論 流通論Ⅰ・Ⅱ マーケティングコミュニケーションⅠ・Ⅱ ロジスティクスⅠ・Ⅱ 証券論Ⅰ・Ⅱ 保険論Ⅰ・Ⅱ 環境と経営 環境監査	日本経済論Ⅰ・Ⅱ 流通経済論 流通産業論	憲法Ⅰ・Ⅱ 民法総則Ⅰ・Ⅱ 会社法概論Ⅰ・Ⅱ
3 2に準ずる科目	経営数学Ⅰ・Ⅱ 経営管理論Ⅰ・Ⅱ 情報基礎Ⅰ・Ⅱ 経営情報システムⅠ・Ⅱ 金融論Ⅰ・Ⅱ 中小企業Ⅰ・Ⅱ ネットワークと産業 交通と通信 外国書講読Ⅰ・Ⅱ ゼミナール	経済統計学Ⅰ・Ⅱ 財政学Ⅰ・Ⅱ 金融論Ⅰ・Ⅱ	

## ② 経営管理モデル

商学部においては、企業経営についての体系的学修をめざす学生を対象に、経営管理モデルを設けています。経営管理モデルの中心的な学修対象は、現代社会のなかで実際に活動する企業です。とりわけ重要な学修課題としてあげられるのが、経営管理、経営組織、経営戦略、人的資源管理、生産システムなどです。

もちろん、企業や経営管理等についての理解を深めるためには、国際経済や国民経済の仕組みや産業構造、あるいは生産から販売、消費にいたる商品の流通システムについて学ぶことが必要となります。また、企業活動を数値的にとらえ、その財務状況や経営業績を明らかにする会計学の知識、企業の設立などの活動全般に関係する法律的知識も必要です。さらに、企業活動に大きな影響を及ぼす情報化にかかわる問題についても学ぶことが求められます。

そのため本モデルでは、企業を研究対象とする経営学を中心に、これと密接な関係のある経済学、マーケティング、会計学、法学、情報科学等の隣接分野の諸学問の体系的な学修をすすめています。

以上のような観点にたって、本モデルではまず、必修科目として1年次に「現代ビジネスⅠ・Ⅱ」、「商

学基礎Ⅰ・Ⅱ]、「簿記論ⅠA・ⅠB」を、2年次に「現代経済基礎」、「現代経済学入門」をそれぞれ配当して、基礎知識の修得をめざしています。さらに、企業経営についてのいっそう専門的な学修のために「経営管理論Ⅰ・Ⅱ」、「経営数学Ⅰ・Ⅱ」、「経営組織Ⅰ・Ⅱ」、「人的資源Ⅰ・Ⅱ」、「経営情報システムⅠ・Ⅱ」、「情報システムⅠ・Ⅱ」、「財務会計論Ⅰ・Ⅱ」、「原価計算Ⅰ・Ⅱ」、「管理会計論Ⅰ・Ⅱ」、「民法総則Ⅰ・Ⅱ」、「憲法Ⅰ・Ⅱ」、「会社法概論Ⅰ・Ⅱ」等が「履修が望ましい科目」として指定されています。これらの科目の履修により経営管理についての総合的な理解の体得と、経営組織に対する理解の深化、さらには将来的な経営戦略について、体系的に学修することをめざします。

### 経営管理モデル

	商学部関係科目	経済学部関係科目	法学部関係科目
1 必修科目	簿記論ⅠA・ⅠB 商学基礎Ⅰ・Ⅱ 現代ビジネスⅠ・Ⅱ	現代経済基礎 現代経済学入門	
2 履修が望ましい科目	経営数学Ⅰ・Ⅱ 情報システムⅠ・Ⅱ 経営管理論Ⅰ・Ⅱ 中小企業Ⅰ・Ⅱ 経営組織Ⅰ・Ⅱ 人的資源Ⅰ・Ⅱ 経営情報システムⅠ・Ⅱ 管理会計論Ⅰ・Ⅱ	経済統計学Ⅰ・Ⅱ	憲法Ⅰ・Ⅱ 民法総則Ⅰ・Ⅱ 会社法概論Ⅰ・Ⅱ
3 2に準ずる科目	財務会計論Ⅰ・Ⅱ 簿記論ⅡA・ⅡB 原価計算Ⅰ・Ⅱ マーケティングⅠ・Ⅱ 情報基礎Ⅰ・Ⅱ 商業政策Ⅰ・Ⅱ 流通論Ⅰ・Ⅱ 外国書講読Ⅰ・Ⅱ ゼミナール	歴史と経済 日本経済論Ⅰ・Ⅱ 財政学Ⅰ・Ⅱ	労働法基礎Ⅰ・Ⅱ

### ③ 企業会計モデル

会計は、企業活動の内容を主として数値で忠実に映し出すための過程です。したがって、企業活動内容に関する会計情報は、それを利用する人々にとって自らの行動指針を決定する際に役立つことが期待されています。現代企業にとって、会計情報の利用者は多岐にわたります。具体的には、企業の外部にいる利用者と企業の内部にいる利用者到大別されます。

本モデルにおいては、以上のような会計の性質とそれをとりまく環境を前提として、会計の全体像を体系的に理解するための履修モデルが用意されています。

まず、必修科目として「簿記論ⅠA・ⅠB」が用意されています。この科目は、会計の学修を行うにあたっての基礎的技術を身につけることを目的としています。いわば簿記は、会計を理解するための共通言語といえるでしょう。現代簿記は、複式簿記と呼ばれる技術を前提にしており、この技術を確実に身につけることがその後の学修を成功させる鍵となっています。

次の「簿記論ⅡA・ⅡB」では、「簿記論ⅠA・ⅠB」の内容を前提に、より高度な簿記技術を学ぶことができます。同時に、この段階から技術的性格をもつ簿記を手段として捉え、どのような企業活動内容が記録され、集計され、そして報告されるべきなのかという理論面の学修が始まります。それが企業の外部にいる会計情報利用者（主として投資家）を対象とした「財務会計論Ⅰ・Ⅱ」です。この分野は、会計を法的に規制している金融商品取引法の会計制度、会社法の会計制度、税法の会計制度の学修が欠かせません。

また、企業内部の会計情報の利用者（主として経営者）を対象とした会計規範は、「管理会計論Ⅰ・Ⅱ」で学修します。この分野は法的な規則というよりも、実際の経営者、管理者にとって役立つ、いわば経営管理目的の会計情報を主な考察の対象としています。

なお、「管理会計論Ⅰ・Ⅱ」の学修に役立つ基礎的な技術知識を学ぶのが「原価計算Ⅰ・Ⅱ」です。

以上の学修内容をさらに発展させ、完成させるために用意されている科目として、「会計監査論Ⅰ・Ⅱ」、「財務管理論Ⅰ・Ⅱ」、「経営分析論Ⅰ・Ⅱ」、「税務会計論Ⅰ・Ⅱ」があります。さらに、会計という独自の企業活動の把握視点を補強するために、必修科目として「商学基礎Ⅰ・Ⅱ」、「現代ビジネスⅠ・Ⅱ」、「現代経済基礎」、「現代経済学入門」の履修が求められるほか、「情報システムⅠ・Ⅱ」、「会社法概論Ⅰ・Ⅱ」、「民法総則Ⅰ・Ⅱ」、「租税法Ⅰ・Ⅱ」等の関連科目の履修も積極的に進めてください。

## 企業会計モデル

	商学部関係科目	経済学部関係科目	法学部関係科目
1 必修科目	簿記論ⅠA・ⅠB 商学基礎Ⅰ・Ⅱ 現代ビジネスⅠ・Ⅱ	現代経済基礎 現代経済学入門	
2 履修が望ましい科目	経営数学Ⅰ・Ⅱ 情報システムⅠ・Ⅱ 財務会計論Ⅰ・Ⅱ 原価計算Ⅰ・Ⅱ 財務管理論Ⅰ・Ⅱ 中小企業Ⅰ・Ⅱ 管理会計論Ⅰ・Ⅱ 会計監査論Ⅰ・Ⅱ 経営分析論Ⅰ・Ⅱ		憲法Ⅰ・Ⅱ 民法総則Ⅰ・Ⅱ 会社法概論Ⅰ・Ⅱ
3 2に準ずる科目	簿記論ⅡA・ⅡB 経営管理論Ⅰ・Ⅱ 情報基礎Ⅰ・Ⅱ 経営組織Ⅰ・Ⅱ 税務会計論Ⅰ・Ⅱ 外国書講読Ⅰ・Ⅱ ゼミナール	歴史と経済 経済統計学1・2 財政学1・2	租税法Ⅰ・Ⅱ

## (2) 商学部一部開講専門科目の履修制度

この制度を利用すると、商学部二部に所属する学生が、商学部一部の専門科目を本学生田校舎で受講し、単位を修得することができます。ただし、一部の専門科目であっても、二部において同一名称・同一講義内容で開講されている場合は、履修の対象とはなりません。

この制度のもとで商学部二部学生が履修できる商学部一部の専門科目は、合計で16単位を限度とし、これを自由選択修得要件単位の中に組み入れて卒業要件単位とすることができます。ただし、同一年度で履修することができるのは8単位までです。

なお、一部学生の履修状況によっては、担当教員の判断により、二部学生の履修が認められない場合もあります。

### 商学部二部学生が履修することのできる一部開講専門科目

科目名	単位	配当年次	科目名	単位	配当年次
金融サービス	4	2・3・4	損害保険	4	3・4
企業金融	2	3・4	生命保険と社会保険	2	3・4
リスクマネジメント	2	2・3・4	ファイナンシャルプランニング	2	3・4
グローバルビジネス	2	2・3・4	経営戦略A	2	3・4
ビジネスインテリジェンス	2	2・3・4	情報と戦略	2	3・4
現代企業	2	2・3・4	ゲーム理論	2	3・4
情報社会と情報倫理	2	3・4	産業史	4	3・4
マーケティング情報	2	3・4	国際経営A	2	3・4
グローバルマーケティング	4	3・4	比較経営・欧米	2	3・4
消費者行動	2	3・4	比較経営・アジア	2	3・4
商業経営	4	3・4	モデルとデータ分析	4	3・4
商品開発	4	3・4	情報処理特殊講義	2	3・4
商品評価	2	3・4	原価管理論	4	3・4
環境マーケティング	2	3・4	業績評価会計論	4	3・4
サービスマーケティング	2	3・4	財務情報分析論	4	3・4
産業立地Ⅰ	2	3・4	会計情報システム論	4	3・4
産業立地Ⅱ	2	3・4	特殊講義	2	3・4
国際金融	4	3・4	国際経営B	2	3・4
起業と経営	2	3・4	企業倫理	2	3・4
環境と経済	2	3・4	戦略的マネジメントコントロール論	2	3・4
デリバティブ	2	3・4	意思決定会計論	2	3・4
投資理論	2	3・4	環境会計論	4	3・4
金融システム	2	3・4			

※上記科目は、商学部二部学生のみ履修登録することができます。

※二部開講と同じテーマの「特殊講義」は履修できません。

### 3. ゼミナールについて

ゼミナールは、二部が特に力を入れている専門科目です。また、学生の皆さんにとっても大変重要な科目の一つです。ゼミナールは、普通の講義科目とは違って、先生と学生が一緒になって、共に関心をもっているテーマについて調べ意見を交換しテーマについて理解を深めてゆく科目です。ゼミナールは少人数ですから、先生とも学生とも、親しくなりやすい場です。

普通の講義科目では、先生が講義科目の内容を学生に教えることが中心になります。それに対して、ゼミナールでは、そのような普通の講義科目で学んだ知識を基礎にし活用しながら、自分が関心をもっている特定のテーマについて自発的に調べて、ゼミ生と意見を交換し、先生の助言を参考にして、問題の理解を深める科目です。つぎに、この点を少し詳しく説明します。

まず、(1)研究するテーマを定めます。自分が関心をもつテーマは他の人たちにとっても、なぜ重要なのか、なぜ社会的に意味があるのか、どこにテーマの核心はあるのか、という研究の出発点についてしっかりした考えをもてるようにします。

つぎに、(2)テーマを解明するのに役立つものを探します。定めたテーマを解明するために必要な知識や情報は、どうしたらみつけだすことができるか。そのために、書籍・雑誌・新聞・統計・資料・ホームページの情報などで、参考になる文献・知識・情報などを、どうしたらみつけれられるか、選んだ本などを、どのように選択するのか、しぼり込むかを学びます。

さらに(3)研究成果の発表をします。研究したことをレポート（報告）の形に、どのようにまとめたらよいのか、その際、テーマを端的に表現するキーワードはなにか、レポートの構成はどのような順序がよいのか、さらに、ゼミの学友や先生に対して口頭で発表するには、どのような言葉使いがよいのか、どれくらいの声の大きさや話すテンポが適切か、などについて学びます。

このようなことは、学生の皆さんが自分で考え、分からなければ、ゼミ生と相談する事柄ですが、先生はそのように努力している皆さんを見ていて、必要なときに、適切なアドバイスをしてくれます。

ゼミナールの先生は専門家です。先生は二部に在籍する皆さんの、いわば学問上の先達<sup>せんだつ</sup>です。皆さんが懸命に勉強する姿を見て、先生は心から喜びます。皆さんが求めれば、専門家として惜しみなく、いろいろ教えてくれるでしょう。

では、ゼミナールに入るためには、どうしたらよいのでしょうか。まず、二部事務課で配布される「二部ゼミナール募集要項」をよく読んでください。そのあと、ゼミナールの履修を希望する学生を集めて行われる「ゼミナール募集ガイダンス」にぜひ参加してください。それをよく聞いて、自分が入りたいゼミナールを見つけ、先生が定めた選考方法にしたがって応募してください。

二部のゼミナールの数は、どのくらいあるのでしょうか。先生たちの海外留学などの都合があるので毎年同じ数のゼミナールを展開するというわけにはいきませんが、だいたい20前後のゼミナールを展開しています。さきに紹介した「ゼミナール募集要項」を見れば分かるように、先生方が皆さんに提示するテーマは多様です。その中から、皆さんがそれぞれ関心をもっているテーマに合致するゼミナールを選択してください。このゼミナールに入ったら「何が勉強できるかな」、「あのゼミナールはどうかな」と、いろいろ想定してみて、自分に合うゼミナールを見つけてください。

ゼミナールはゼミナールの勉強だけの場ではありません。他の科目の勉強の仕方や、クラブ活動や、アルバイトや、就職活動など将来のこと、おおよそ学生生活に関係することについて、ほとんど全部とってよいほど、ゼミ生と情報や意見の交換をする場です。また、それらの事柄について、先生から助言を受ける場です。そのような内容の濃い付き合いが、3・4年次の2年間つづきます。卒業の後もゼミ生や先

生との付き合いがつづくのも、自然といえるでしょう。ゼミナールは生涯の友・生涯の先生をみつけるところ、出会うところです。

このように、ゼミナールは、皆さんの学生生活を充実させる中心部分をなす非常に重要な科目です。ぜひ、いずれかのゼミナールに入ってください。

また、ゼミナールは、更に高い高等教育への進学、留学、就職の際にも強い力を発揮します。

特に、短期間で学部教育に止まらず修士号まで取得できる本学「特修コース」出願には所属学部ゼミナールを履修し、担当の先生の推薦を受けるのが一般的です。

一般企業への就職、留学にあたってゼミナールで得た専門的知識や観点は、大学における学修成果として大きなアピールポイントになりますし、担当の先生は、ゼミナール生ひとりひとりの学業成績とその努力過程、長所・短所を客観的に評価し、かつ、推薦が必要な場合には、客観性を損なわない範囲で出来る限り長所をアピールし、短所を相対化してくれます。

## IV 留学プログラム

## IV 留学プログラム

### (1) 留学のすすめ

海外に行くことが身近になってきている近年に、留学することは特別なことではなくなってきました。しかし、「留学」は行ったことよりもその「中身」の方がはるかに大事であると言えます。つまり、「何を学んできたか」「何を得たのか」「どのような経験をしてきたのか」が大切なのです。

語学力の向上はもちろん、本学では留学経験により、本学の21世紀ビジョンである「社会知性の開発」の下、人間としての内面を磨き、地球的視野から諸問題を捉える力と創造的発想力を持ち合わせた人間育成のためのプログラムを展開しています。

### (2) 長期交換留学プログラム・セメスター交換留学プログラム

国際交流協定を結んでいる海外の大学に、長期交換留学プログラムでは最大1年間、セメスター交換留学プログラムでは1学期相当期間留学し、協定校で開講されている正規履修科目を修得するプログラムです。修得してきた単位は、審査の上60単位を限度に本学の単位に振り替えることができます。休学しないで留学し、帰国後に単位認定制度があることから、例え1年間留学したとしても4年間で卒業も可能であることが最大の魅力です。

このプログラムの帰国学生は、専門科目の理解と語学力の向上のみならず、旺盛なチャレンジ精神とグローバルな広い視野を身に付け、人間的に大きな成長を遂げています。

### (3) 中期留学プログラム

協定校に約4～5カ月間（前期または後期）留学し、外国人留学生を対象に開講されている集中語学研修に参加するプログラムです。インターナショナルクラスでの実践的なコミュニケーション能力の習得に加え、大学の正規授業を受けるために必要なアカデミック・スキル（プレゼンテーション、ノートテイキング、リサーチ、論文の書き方等）や異文化理解について学びます。

また、英語コースのみならず「社会知性開発コース」としてワイカト大学（ニュージーランド）で英語研修とインターンシップを行うプログラムや、フランス語、中国語、ドイツ語、スペイン語、コリア語コースの英語以外の外国語コースも充実しています。

### (4) 春期留学プログラム

春期休暇を利用して行われるプログラムで、アメリカ、オーストラリア、ニュージーランドの協定校での英語・社会知性開発コースと中国語・フランス語・スペイン語・コリア語コースがあります。

社会知性開発コースのサスケハナ大学（アメリカ）では、語学研修のみならず大学の正規授業を聴講することができます。またウーロンゴン大学では、様々なアクティビティーを通してオーストラリアの文化と自然の理解を深めます。英語以外の外国語コースについても、現地の文化に触れるエクスカーションなどそれぞれに特徴のあるバラエティに富んだプログラムが展開されています。

### (5) 夏期留学プログラム

夏期休暇中に、これまで学んできた英語やドイツ語を基礎から学び、“生きた言葉”の習得を目指したプログラムです。いずれも1日4時間程度の授業を中心に、会話の実践練習を行い、授業以外もフィール

ド・トリップやホームステイでの生活を通じ、現地の文化・歴史・生活習慣を学ぶ良い機会でもあります。

#### **(6) 寮内留学プログラム (国内)**

協定校等からの特別聴講生や短期留学生の滞在する「専修大学国際交流会館」にレジデント・パートナー (RP) として前期または後期の約4～6ヶ月間入寮し、留学生との協働生活を通じて異文化理解や国際コミュニケーション力を養うことを目的としたグローバル人材育成プログラムです。

## V 情報科学センター

## V 情報科学センター

### (1) 情報科学センターの利用について

コンピューターが、さまざまな場面で広く利用されるようになり、コンピューターに関する基礎的な知識を持ち、その利用方法を修得していることは、今や必須となっています。

本学では、教育・研究用として、情報科学センター（以下「センター」という。）において、Windows システムと Linux サーバーシステムを中心としたクライアント・サーバーシステムが稼働し、インターネットに接続されています。

Windows システムでは、ワープロ、表計算、プレゼンテーション等各種ソフトウェアはもちろんのこと、インターネットを利用した電子メールの利用や WWW 検索、ホームページの公開等を行うことができます。また、各種電子データやアプリケーションも利用できます。

センターは、本学の学生であれば誰でも利用することができますが、コンピューターの利用方法を修得するには、まずセンターで開催される講習会に参加するとよいでしょう。

また、授業支援システム「Course Power」上でも、Word・Excel についての自己学習機能を兼ね揃えていますので、積極的に活用してください。

無線 LAN の利用については、生田・神田校舎において約220箇所にアクセスポイントを設置しており、学内の至るところからインターネットに接続することができます。接続方法等の詳細は、センターホームページを参照してください。

### (2) センター施設

センター施設は、神田校舎1号館および生田校舎に設置されています。詳細については、センターのガイダンスで配付されるパンフレットを参照してください。

### (3) 開設時間

センターの端末室サービス時間は、次のとおりです。

校舎	平日	土曜日
神 田 校 舎	9：00～22：30	9：00～22：30
生 田 校 舎	9：00～21：00	9：00～19：30

なお、授業期間以外や保守日等はサービス時間を変更することがあります。また、端末室によってサービス時間が異なりますので注意してください。

### (4) 利用手続

センターを利用するためには、ユーザ ID およびパスワードが必要になります。この2つを正しくパソコンに入力しないと、センターの施設を利用できません。ユーザ ID は入学と同時に学籍番号を基に付与されます。また、初期パスワードについても予め入学と同時に決められています。

ただし、パスワードについては定期的に変更するようにし、他人に知られないようにしてください。

## (5) 講習会

センターでは、一人でも多くの学生にコンピューターの知識およびその利用技術を修得してもらうため、各種講習会を実施しています。Word・Excel・PowerPointの基本操作をはじめ、統計処理等の専門的なスキルの修得や、国家資格であるITパスポート試験の対策までサポートします。講習会の内容および開催日時等は、情報科学センター掲示板、センターホームページでお知らせします。

## VI 大学院進学について

## Ⅵ 大学院進学について

### 1. 大学院とは

大学院では、学部で学んだことを踏まえ、自分の研究テーマを設定し、その内容を深化させ、論文にまとめることが求められます。

そのため、学部のように大教室で講義を受けるのではなく、ゼミナールのように少人数で自ら調査・研究した内容を発表しながら、研究を深め、修士論文を作成していきます。大学院では、受身で講義を受けるのではなく、自らが主体的に学んで討論に積極的に参加することが求められます。

#### (1) 大学院の制度

大学院は学部の上に作られ、修士課程と博士後期課程からなる課程制大学院と法科大学院などの専門職学位課程の専門職大学院に区別されます。

課程制大学院は、博士課程として標準修業年限は5年です。博士課程を前期2年と後期3年に区分し、前期2年を「修士課程（博士前期課程）」、後期3年を「博士後期課程」としています。そのため、大学によっては、博士課程が5年一貫性であったり、修士課程2年と博士後期課程3年を区分していたりとさまざまな形態があります。

それらの課程を修了するためには、定められた期間に在学し、必要な研究指導を受けた上、論文の審査及び最終試験に合格することが必要です。修了すると修士課程では「修士の学位」、博士後期課程では「博士の学位」を得ることができます。

#### (2) 専修大学大学院の制度

本学の大学院は各学部の上に作られている課程制の大学院であり、教育研究が学部と一体となって営まれています。

大学院には5つの研究科があり、それぞれ標準修業年限2年の修士課程と3年の博士後期課程で構成されています。生田校舎では経済学研究科、文学研究科、経営学研究科及び商学研究科、神田校舎では法学研究科、経済学研究科及び商学研究科が開講しています。

また、近年では研究者志望だけではなく、より高度な職業人になるためや転職する機会を得ようとする方が自己研鑽していく機会を見出そうとする機運が高まっています。大学院はこうした志をもつ人達にも門戸を開いており、経済学研究科のプロフェッショナルコース、エコノミックリサーチコースと、商学研究科商学専攻のビジネスコース、商学研究科会計学専攻のプロフェッショナルコースが神田校舎において平日夜間と土曜日に開講しており、大学院は職業を持った二部の学生の方にとっても通いやすい身近な存在であるといえます。

### (3) 大学院に入学するためには

大学院に入学するには自らの研究テーマを設定し、そのテーマに沿った指導教授のいる研究科に志願し、入学試験に合格しなければなりません。

現在の本学大学院修士課程の入学試験は、学内選考入学試験、第Ⅰ期入学試験及び第Ⅱ期入学試験があり、3つの時期に行われています。

まず、7月（法学研究科のみ9月）に行われる学内選考入学試験は、本学卒業見込みの4年次生が対象となります。出願資格は、研究科・専攻により異なりますが、前年度までの専門科目や外国語の成績に一定の基準を設け、書類審査と口述試験により選考されます（一部筆記試験を課す研究科もあります）。

9月から10月に実施される第Ⅰ期入学試験と2月に実施される第Ⅱ期入学試験では、それぞれ一般、社会人、外国人留学生の区分があり、筆記試験と口述試験で選考されます。これらの試験には、大学の卒業や卒業見込み、社会人入学試験では年齢や社会経験等一定の基準に達していれば出願することができます。

それぞれの出願期間は試験日のおよそ1カ月前です。試験日や試験科目は、入試制度、研究科、専攻、コース等により異なりますので、詳細については大学院事務課に問い合わせてください。

### (4) 大学院に進学するにあたって

前述のとおり、大学院では主体的に自己の研究に取り組んでいかなければなりません。このため、学部の専門科目においては基礎を固め、応用できる研究心を養うことが必要です。また、研究にあたっては海外の文献を講読することが必要ですし、学内選考入学試験や特修プログラムの受験を考えた場合には、出願資格において外国語の成績基準が設けられている場合もありますので、英語などの外国語の履修しておくほうがよいでしょう。

さらに、大学院入学後においては、学部時代よりもさらに十分な学修（研究）時間も必要になってきます。

大学院に進学するという事は、経済的な負担についても考慮する必要があります。大学院生のための奨学金制度としては、本学独自の奨学金制度や日本学生支援機構等の奨学金があります。現在も多くの大学院生がこれらの制度を利用しています。

大学院に進学することは難しいと思われるかもしれませんが、ぜひ一度大学院のホームページや窓口を訪ねてみてください。意欲ある皆さんをお待ちしています。

### (5) 「経済学特修プログラム」、「法学研究科特修制度」および「商学特修プログラム」について

大学院には学部4年次から大学院教育をスタートさせ、学部卒業後の次年度に大学院に入学し、通常2年間の大学院修士課程を1年で修了することを目指し、学部入学後の5年間で学部の卒業及び修士の学位を取得することのできる制度があります。

経済学部学生用に「経済学特修プログラム」を、法学部学生用に「法学研究科特修制度」を、商学部学生用に「商学特修プログラム」を、それぞれ設置しています。

ともに学部3年次在学中に選考が行われ、合格した場合は、学部4年次から学部の卒業要件単位に加え所定の大学院修士課程開講科目を履修します。卒業後は、大学院修士課程に入学し、1年間で大学院修士課程修了要件分の単位修得と修士論文または特定の課題についての研究の成果（リサーチ・ペーパー）の完成を目指して取り組みます。

大学院修士課程修了要件分の単位を修得し、さらに修士論文またはリサーチ・ペーパーの審査及び試験に合格した場合には、学部卒業後1年で修士課程の修了が認定され修士の学位が授与されます。

詳細については、大学院事務課にお問い合わせください。

## 2. 法科大学院の目的

本法科大学院は、「市民生活に根ざした『社会生活上の医師』ともいうべき法曹を養成する」ことを教育理念としています。その背後には、本法科大学院が養成すべき法曹又は法律家についての明確なイメージが存在します。つまり、「法律家とは『議論による問題解決者』である」という命題が法律家の「本質」を示すものと規定し、優れた「議論」能力及び優れた「問題解決」能力（その前提たる「問題発見」能力）を持つ法律家（「優れた」法律家）を養成するのが目的であると考えています。そのためにも基本的な法律科目を徹底して教育することと考えております。

### （1）法科大学院の課程

法科大学院（法務研究科法務専攻）は、法務博士（専門職）の学位を授与する専門職学位課程（専門職大学院）の1つです。法曹界（弁護士、裁判官、検察官）を志望する者は、原則として法科大学院を修了し、司法試験に合格の上、司法研修所を修了しなければなりません。法科大学院では、法学理論と法曹実務の架け橋となる教育を行います。

制度上、修業年限が2年制の法学既修者と3年制の法学未修者があります。

法学既修者とは法科大学院の1年次配当科目を学修したものと同等の学力があると認められる者であり、法学未修者とは法律学の基礎的な学識を有しない者をいいます。法学部を卒業した者も法学未修者に出願することが可能です。

### （2）法科大学院入学者選抜

法科大学院を志望する者は、まず法科大学院全国统一適性試験を受験し、各法科大学院に出願することになります。本法科大学院の選抜方法は、法学未修者であれば、出願書類による書類審査、適性試験の成績、筆記試験（小論文）、面接により総合的に判断して合否を決定します。

また、法学既修者について、出願書類による書類審査、適性試験の成績、筆記試験（法律科目）、面接により総合的に判断して合否を決定します。

選抜方法は受験する年度、受験方式によって、異なる場合がありますので、詳細は、受験する年度の法科大学院学生募集要項で確認してください。

### （3）法科大学院の受験を希望する皆さんへ

本法科大学院の受験希望者の多くは、法学部卒業生が志望する既修者（2年制）試験を考えていると思われまますので、別に掲載されている「専門科目の学び方」等を読んで、コース（モデル）と学修目標などに注意してください。

法科大学院入学者選抜についての相談は、法科大学院授業科目担当教員や法科大学院事務課に問い合わせたり、法科大学院のホームページや法科大学院学生募集要項で確認する必要があります。

2016 二部学修ガイドブック

---

平成28年4月1日

編集・発行 専修大学二部事務課

〒101-8425 東京都千代田区神田神保町3-8

TEL 03-3265-8359

